

再犯防止等施策に関する 基礎資料

1. 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）	150
2. 再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）	154
3. 再犯防止推進計画等検討会関係資料	182
（1）再犯防止推進計画等検討会設置要綱（平成29年2月2日法務大臣決定）	182
（2）再犯防止推進計画等検討会構成員	183
4. 再犯防止等施策関係予算（平成29年度、平成30年度）	184
5. 政府・地方公共団体の再犯防止等施策担当窓口一覧	191
6. 再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）	193
7. 宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～ （平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）	204
8. 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援に つなげるネットワーク構築～（平成28年7月12日犯罪対策閣僚会議決定）	210
9. 成人による刑事事件の流れ	214
10. 非行少年に関する手続の流れ	216

1. 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する

活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講

ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

（社会内における適切な指導及び支援）

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進及び表彰）

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

（民間の団体等に対する援助）

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. 再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

Ⅰ 再犯防止推進計画策定の目的

第1 再犯防止のための諸施策における再犯防止推進計画の位置付け

〔再犯の現状と再犯防止対策の必要性・重要性〕

我が国の刑法犯の認知件数は平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年にピークを迎えた。これを受け、政府は国民の安全・安心な暮らしを守るべく、平成15年に犯罪対策閣僚会議を設置し、主に犯罪の抑止を喫緊の課題として様々な取組を進めた。その結果、平成15年以降刑法犯の認知件数は14年連続で減少し、平成28年は戦後最少となった。

他方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年をピークとして、その後は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（以下「再犯者率」という。）は一貫して上昇し続け、平成28年には現在と同様の統計を取り始めた昭和47年以降最も高い48.7パーセントとなった。

平成19年版犯罪白書は、戦後約60年間にわたる犯歴記録の分析結果等を基に、全検挙者のうちの約3割に当たる再犯者によって約6割の犯罪が行われていること、再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚せい剤取締法違反が多いこと、刑事司法関係機関がそれぞれ再犯防止という刑事政策上の目的を強く意識し、相互に連携して職務を遂行することはもとより、就労、教育、保健医療・福祉等関係機関や民間団体等とも密接に連携する必要があること、犯罪者の更生に対する国民や地域社会の理解を促進していく必要があることを示し、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性を指摘した。

〔政府におけるこれまでの再犯防止に向けた取組〕

再犯防止対策の必要性・重要性が認識されるようになったことを受け、平成24年7月には、再犯の防止は政府一丸となって取り組むべき喫緊の課題という認識の下、犯罪対策閣僚会議において、我が国の刑事政策に初めて数値目標を盛り込んだ「再犯防止に向けた総合対策」（以下「総合対策」という。）を決定した。総合対策においては、「出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合（以下「2年以内再入率」という。）を平成33年までに20パーセント以上減少させる。」という数値目標を設定した。

平成25年12月には、平成32年（2020年）のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進も盛り込んだ「『世界一安全な日本』創造戦略」を閣議決定した。

平成26年12月には、犯罪対策閣僚会議において、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（以下「宣言」という。）を決定した。宣言においては、「平成32年（2020年）までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業数を現在（平成26年）の3倍にする。」「平成32年（2020年）までに、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる。」という数値目標を設定した。

平成28年7月には、犯罪対策閣僚会議において、薬物依存者や犯罪をした高齢者又は障害のある者等に対して刑事司法のあらゆる段階のみならず、刑事司法手続終了後を含めた「息の長い」支援の実施を盛り込んだ「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」（以下「緊急対策」という。）を決定した。

さらに、国民の安全と安心を確保することは、我が国の経済活性化の基盤であるとの観点から、平成17年6月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（いわゆる「骨太の方針」）に、初めて「再犯の防止」を盛り込んで以降、「骨太の方針2017」まで継続して「再犯防止対策」を盛り込んできた。

こうした取組により、「総合対策」及び「宣言」において設定された各数値目標の達成は道半ばではあるものの、2年以内再入率が減少するなど、相当の成果が認められた。

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

再犯の防止等のためには、犯罪等を未然に防止する取組を着実に実施することに加え、捜査・公判を適切に運用することを通じて適正な科刑を実現することはもとより、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び犯罪被害者の心情等を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが重要であることはいうまでもない。刑事司法関係機関はこれらを支える取組を実施してきたが、刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じている。こうした中、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等刑事司法関係機関のみによる取組を超えた政府・地方公共団体・民間協力者が一丸となった取組を実施する必要性が指摘されるようになった。これを受け、最良の刑事政策としての最良の社会政策を実施すべく、これまでの刑事司法関係機関による取組を真摯に見直すことはもとより、国、地方公共団体、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることが課題として認識されるようになった。また、再犯の防止等に関する取組は、平成32年（2020年）に我が国において開催される第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（コングレス）の重要論点の一つとして位置付けられるなど、国際社会においても重要な課題として認識されている。

〔再犯の防止等の推進に関する法律の制定と再犯防止推進計画の策定〕

そのような中、平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号、以下「推進法」という。）が制定され、同月に施行された。推進法において、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するとされた。

政府は、推進法の施行を受け、平成28年12月に犯罪対策閣僚会議の下に新たに法務大臣が議長を務め、関係省庁の局長等を構成員とする「再犯防止対策推進会議」を閣議口頭了解により設置した。また、平成29年2月には、推進計画案の具体的内容を検討する場として、法務副大臣を議長とし、関係省庁の課長等や外部有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、検討会における計9回にわたる議論等を経て、推進計画の案を取りまとめ、ここに推進計画を定めるに至った。

第2 基本方針

基本方針は、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものである。

推進法は、第3条において「基本理念」を掲げているところであり、施策の実施者が目指すべき方向・視点は、この基本理念を踏まえて設定すべきである。

そこで、推進法第3条に掲げられた基本理念を基に、以下の5つの基本方針を設定する。

〔5つの基本方針〕

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政

機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第3 重点課題

再犯防止施策は、極めて多岐にわたるが、推進法第2章が規定する基本的施策に基づき、以下に掲げる7つの課題に整理した。これらの課題は相互に密接に関係していることから、関係府省庁が施策を実施するに当たっては、各課題に対する当該施策の位置付けを明確に認識することはもとより、施策間の有機的関連を意識しつつ総合的な視点で取り組んでいく必要がある。

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

第4 計画期間と迅速な実施

推進法第7条第6項が、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加えることとしていることから、計画期間は、平成30年度から平成34年度末までの5年間とする。

推進計画に盛り込まれた個々の施策のうち、実施可能なものは速やかに実施することとする。これらの施策のうち、実施のための検討を要するものについては、本推進計画において検討の方向性を明示しているので、単独の省庁で行うものについては原則1年以内に、複数省庁にまたがるものや大きな制度改正を必要とするものは原則2年以内に結論を出し、それぞれ、その結論に基づき施策を実施することとする。

推進計画に盛り込まれた施策については、犯罪対策閣僚会議の下に設置された再犯防止対策推進会議において、定期的に施策の進捗状況を確認するとともに、施策の実施の推進を図ることとする。

また、「総合対策」及び「宣言」において設定された各数値目標については、推進計画に盛り込まれた施策の速やかな実施により、その確実な達成を図る。

Ⅱ 今後取り組んでいく施策

第1 再犯の防止等に関する施策の指標

1. 再犯の防止等に関する施策の成果指標

- 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号1】

(出典：警察庁・犯罪統計)

基準値 110,306人・48.7% (平成28年)

- 新受刑者中の再入者数及び再入者率【指標番号2】

(出典：法務省・矯正統計年報)

基準値 12,179人・59.5% (平成28年)

- 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率【指標番号3】

(出典：法務省調査)

基準値 4,225人・18.0% (平成27年出所受刑者)

- 主な罪名(覚せい剤取締法違反、性犯罪(強制性交等・強姦・強制わいせつ)、傷害・暴行、窃盗)・特性(高齢(65歳以上)、女性、少年)別2年以内再入率【指標番号4】

(出典：法務省調査)

基準値(覚せい剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)

19.2%・6.3%・16.2%・23.2% (平成27年出所受刑者)

基準値(高齢、女性)

23.2%・12.6% (平成27年出所受刑者)

基準値(少年)

11.0% (平成27年少年院出院者)

2. 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

(1) 就労・住居の確保等関係

- 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合【指標番号5】

(出典：厚生労働省調査)

基準値 2,790人・37.4% (平成28年度)

- 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数【指標番号6】

(出典：法務省調査)

基準値 18,555社・774社・1,204人 (平成29年4月1日現在)

- 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合【指標番号7】

(出典：法務省・保護統計年報)

基準値 6,866人・22.1% (平成28年)

- 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号8】

(出典：法務省・矯正統計年報)

基準値 4,739人・20.7% (平成28年)

- 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数【指標番号9】

(出典：法務省調査)

基準値 11,132人 (平成28年)

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

- 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号 10】

(出典：法務省調査)

基準値 704人（平成28年度）

- 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号 11】

(出典：法務省調査)

基準値 333人・4.4%（平成28年度）

(3) 学校等と連携した修学支援の実施等関係

- 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率【指標番号 12】

(出典：法務省調査)

基準値 —

- 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合【指標番号 13】

(出典：法務省調査)

基準値 —

- 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率【指標番号 14】

(出典：文部科学省調査)

基準値（受験者数・合格者数・合格率）

1,049人・375人・35.7%（平成28年度）

基準値（受験者数・1以上の科目に合格した者の数・合格率）

1,049人・990人・94.4%（平成28年度）

(4) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係

- 保護司数及び保護司充足率【指標番号 15】

(出典：法務省調査)

基準値 47,909人・91.3%（平成29年1月1日）

- “社会を明るくする運動” 行事参加人数【指標番号 16】

(出典：法務省調査)

基準値 2,833,914人（平成28年）

(5) 地方公共団体との連携強化等関係

- 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合【指標番号 17】

(出典：法務省調査)

基準値 —

第2 就労・住居の確保等のための取組（推進法第12条、第14条、第15条、第16条、第21条関係）

1. 就労の確保等

(1) 現状認識と課題等

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっている。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっている。

政府においては、「宣言」に基づき、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練・指導の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置を始めとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所

者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の雇用等の様々な施策に取り組んできた。

しかしながら、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、社会人としてのマナーや対人関係の形成や維持のために必要な能力を身に付けていないなどのために職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があること、協力雇用主となりながらも実際の雇用に結びついていない企業等が多いこと、犯罪をした者等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者が少なからず存在することなどの課題がある。

(2) 具体的施策

① 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

ア 職業適性等の把握【施策番号1】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメントを適切に実施する。【法務省、厚生労働省】

イ 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援【施策番号2】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、矯正施設における協力雇用主、生活困窮者自立支援法における就労準備支援事業や認定就労訓練事業を行う者等と連携した職業講話、社会貢献作業等を実施する。また、矯正施設及び保護観察所において、コミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得を目的とした指導・訓練を行うなど、犯罪をした者等の勤労意欲の喚起及び就職に必要な知識・技能等の習得を図るための指導及び支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

ウ 矯正施設における職業訓練等の充実【施策番号3】

法務省は、各矯正施設において、需要が見込まれる分野に必要な技能の習得を意識した効果的な職業訓練等を行うため、総務省及び厚生労働省の協力を得て、矯正施設、保護観察所のほか、地方公共団体、都道府県労働局、地域の経済団体、協力雇用主、各種職業能力開発施設、専門教育機関等が参画する協議会等を開催し、各矯正施設における職業訓練等の方針、訓練科目、訓練方法等について検討する。その結論を踏まえ、矯正施設職員に対する研修を充実させること、矯正施設における職業訓練等上記の関係機関等が参画することを推進すること等を通じて、矯正施設における職業訓練等の実施体制の強化を図るとともに、矯正施設が所在する地域の理解・支援を得て、外部通勤制度や外出・外泊等を積極的に活用し、受刑者等に矯正施設の外で実施される職業訓練を受講させたり、協力雇用主等を訪問させたりすることを可能とする取組を推進する。【総務省、法務省、厚生労働省】

エ 資格制限等の見直し【施策番号4】

法務省は、犯罪をした者等の就労の促進の観点から需要が見込まれる業種に関し、前科があることによる就業や資格取得の制限の在り方について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、所管の該当する資格制限等について、当該制限の見直しの要否を検討し、必要に応じた措置を実施する。【各府省】

② 就職に向けた相談・支援等の充実

ア 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号5】

法務省及び厚生労働省は、適切な就労先の確保に向けた生活環境の調整、ハローワーク相談

員の矯正施設への駐在や更生保護施設への協力の拡大、更生保護就労支援事業の活用など、矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による一貫した就労支援対策の一層の充実を図る。また、法務省及び国土交通省は、矯正施設及び地方運輸局等の連携による就労支援対策についても、一層の充実を図る。【法務省、厚生労働省、国土交通省】

イ 非行少年に対する就労支援【施策番号6】

警察庁は、非行少年を生まない社会づくりの活動の一環として少年サポートセンター（都道府県警察に設置し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を実施）等が行う就労を希望する少年に対する立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、少年の就職や就労継続に向けた支援の充実を図る。【警察庁】

③ 新たな協力雇用主の開拓・確保

ア 企業等に対する働き掛けの強化【施策番号7】

法務省は、警察庁及び厚生労働省の協力を得て、協力雇用主の要件や登録の在り方を整理するとともに、矯正施設及び保護観察所において、企業等に対し、協力雇用主の意義や、コレワークの機能、刑務所出所者等就労奨励金制度等の協力雇用主に対する支援制度に関する説明を行うなど、適切な協力雇用主の確保に向けた企業等への働き掛けを強化する。【警察庁、法務省、厚生労働省】

イ 各種事業者団体に対する広報・啓発【施策番号8】

総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、法務省の協力を得て、関係する各種事業者団体に対し、所属する企業等に対する広報・啓発を依頼するなどして、協力雇用主の拡大に向け、協力雇用主の活動の意義や協力雇用主に対する支援制度についての積極的な広報・啓発活動を推進する。【総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

ウ 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】

法務省は、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、協力雇用主として活動している企業等の業種に大きな偏りがあることを踏まえ、これまで協力雇用主のいない業種を含め多様な業種の協力雇用主の確保に努める。また、刑務所出所者等を農業の担い手に育成する就業支援センター等の取組が成果を挙げていることを踏まえ、農業を始め刑務所出所者等の改善更生に有用と考えられる業種の協力雇用主の確保に向けた取組の強化を図る。【総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

④ 協力雇用主の活動に対する支援の充実

ア 協力雇用主等に対する情報提供【施策番号10】

法務省は、コレワークにおいて、協力雇用主等に対して、受刑者等が矯正施設在所中に習得・取得可能な技能・資格を紹介するとともに、協力雇用主等の雇用ニーズに合う受刑者等が在所する矯正施設の紹介や、職業訓練等の見学会の案内をするほか、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、協力雇用主の活動を支援する施策の周知を図るなど、協力雇用主等に対する情報提供の充実を図る。また、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、犯罪をした者等の就労に必要な個人情報を適切に提供していく。【総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

イ 協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号 11】

法務省は、身元保証制度や刑務所出所者等就労奨励金制度の活用、協力雇用主に対する助言など、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主の不安や負担を軽減するための支援の充実を図る。【法務省】

ウ 住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援【施策番号 12】

法務省は、住込就労が可能な協力雇用主に対する支援の充実を図るとともに、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主がいても、犯罪をした者等が、その通勤圏内に住居を確保できず、就職できない場合があることを踏まえ、就労・住居の確保等のための取組を一体的に実施するなど、通勤圏内に住居を確保できない犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主に対する支援の充実を図る。【法務省】

エ 協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号 13】

法務省は、各府省における協力雇用主に対する支援の円滑かつ適切な実施に資するよう、各府省に対して、協力雇用主に関する情報を適時適切に提供する。【法務省】

⑤ 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等**ア 国による雇用等【施策番号 14】**

法務省は、保護観察対象者を非常勤職員として雇用する取組事例を踏まえ、犯罪をした者等の国による雇用等を更に推進するための指針について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、各府省における業務の特性や実情等を勘案し、その雇用等に努める。【各府省】

イ 協力雇用主の受注の機会の増大【施策番号 15】

法務省は、公共調達において、協力雇用主の受注の機会の増大を図る指針について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、対象となる公共調達の本来達成すべき目的が阻害されないよう留意しつつ、協力雇用主の受注の機会の増大を図るための取組の推進に配慮する。【各府省】

ウ 補助金の活用【施策番号 16】

法務省は、補助金の本来達成すべき目的を阻害しない範囲内で、協力雇用主の活動に資する補助金の活用指針について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、各府省は、その結論に基づく取組の推進に配慮する。【各府省】

エ 協力雇用主に対する栄典【施策番号 17】

内閣府は、協力雇用主に対する栄典の授与に係る検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【内閣府】

⑥ 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実**ア 就労した者の離職の防止【施策番号 18】**

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、ハローワーク等において、就職した犯罪をした者等に対し、仕事や職場の人間関係の悩みなどを細かに把握し、適切な助言を行うなど、離職を防止するための支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

イ 雇用した協力雇用主に対する継続的支援【施策番号 19】

法務省及び厚生労働省は、犯罪をした者等を雇用した協力雇用主の雇用に伴う不安や負担を細かに把握し、その協力雇用主に対し、雇用継続に向けた助言を行うなど、継続的な支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

ウ 離職した者の再就職支援【施策番号 20】

法務省は、離職した犯罪をした者等を、積極的に雇用する協力雇用主のネットワークの構築を図る。また、法務省及び厚生労働省は、上記協力雇用主のネットワークとハローワークが連携するなどし、離職後の速やかな再就職に向けた犯罪をした者等と協力雇用主との円滑なマッチングを推進する。【法務省、厚生労働省】

⑦ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

ア 受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実【施策番号 21】

法務省は、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者や、就労に向けた訓練等が必要な者など、一般就労と福祉的支援の狭間にある者への対応が課題となっていることを踏まえ、受刑者等の特性に応じて刑務作業等の内容の一層の充実を図る。【法務省】

イ 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号 22】

法務省及び厚生労働省は、障害を有している犯罪をした者等が、その就労意欲や障害の程度等に応じて、障害者支援施策も活用しながら、一般の企業等への就労や、就労継続支援 A 型（雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供等を行うもの）又は同 B 型（雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供等を行うもの）事業における就労を実現できるよう取り組んでいく。また、生活が困窮していたり、軽度の障害を有しているなど、一般の企業等への就労が困難な犯罪をした者等に対しては、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく生活困窮者就労準備支援事業や生活困窮者就労訓練事業の積極的活用を図る。【法務省、厚生労働省】

ウ ソーシャルビジネスとの連携【施策番号 23】

法務省は、障害者雇用における農福連携の取組等を参考に、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省の協力を得て、高齢者・障害者の介護・福祉やホームレス支援、ニート等の若者支援といった社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等に、犯罪をした者等の雇用を働き掛けるなど、ソーシャルビジネスとの連携を推進する。【法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省】

2. 住居の確保等

（1）現状認識と課題等

刑務所満期出所者のうち約 5 割が適当な帰宅先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰宅先の確保されている者と比較して短くなっていることが明らかとなっている。適切な帰宅先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止の上で最も重要であるといっても過言ではない。

政府においては、「宣言」に基づき、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や、親族等のもとに帰宅することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の受入れ機能の強化、自立準備ホーム（あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者により、保護観察所が、宿泊場所の

供与と自立のための生活指導のほか、必要に応じて食事の給与を委託する際の宿泊場所）の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、親族等のもとへ帰住できない者の割合も増加傾向にあることから、引き続き更生保護施設や自立準備ホームでの受入れを進める必要がある。また、更生保護施設には、かつての宿泊提供支援だけでなく、薬物依存症者その他の処遇困難者に対する処遇及び地域生活への移行支援が求められるなど、その役割が急激に拡大しており、更生保護施設における受入れ・処遇機能の強化の必要性が指摘されている。

加えて、更生保護施設や自立準備ホームはあくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等退所後は地域に生活基盤を確保する必要があるが、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者が存在することなどの課題がある。

(2) 具体的施策

① 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

ア 帰住先確保に向けた迅速な調整【施策番号 24】

法務省は、平成28年6月に施行された更生保護法（平成19年法律第88号）の一部改正に基づき、保護観察所が実施する受刑者等の釈放後の生活環境の調整における地方更生保護委員会の関与を強化し、受刑者等が必要とする保健医療・福祉サービスを受けることができる地域への帰住を調整するなど、適切な帰住先を迅速に確保するための取組の充実を図る。【法務省】

イ 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号 25】

法務省は、受刑者等とその親族等の交流において、必要のある者については、その関係の改善という点についても配慮するとともに、受刑者等の親族等に対して、受刑者等の出所に向けた相談支援等を実施する引受人会・保護者会を開催するなど、受刑者等の親族等に対する支援の充実を図る。【法務省】

② 更生保護施設等の一時的な居場所の充実

ア 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実【施策番号 26】

法務省は、社会福祉法人等といった更生保護法人以外の者による整備を含め、更生保護施設の整備及び受入れ定員の拡大を着実に推進するほか、罪名、嗜好等本人が抱える問題性や地域との関係により特に受入れが進みにくい者や処遇困難な者を更生保護施設で受け入れて、それぞれの問題に応じた処遇を行うための体制の整備を推進し、更生保護施設における受入れ及び処遇機能の充実を図る。【法務省】

イ 更生保護施設における処遇の基準等の見直し【施策番号 27】

法務省は、高齢者又は障害のある者や薬物依存症者等を含めた更生保護施設入所者の自立を促進するため、更生保護事業の在り方の見直し（Ⅱ第6.1（2）③イ）と併せ、更生保護施設における処遇の基準等の見直しに向けた検討を行い、2年以内を目標に結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。【法務省】

ウ 自立準備ホームの確保と活用【施策番号 28】

法務省は、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、専門性を有する社会福祉法人やNPO法人などに対する委託により一時的な居場所の確保等を推進するほか、空き家等の既存の住宅ストック等を活用するなどして多様な居場所である自立準備ホームの更なる確保を進めるとと

もに、各施設の特色に応じた活用を図る。【法務省、厚生労働省、国土交通省】

③ 地域社会における定住先の確保

ア 住居の確保を困難にしている要因の調査等【施策番号29】

法務省は、犯罪をした者等の住居の確保を困難にしている要因について調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その調査結果に基づき、身元保証制度の在り方の見直しを含め、必要に応じ、所要の施策を実施する。【法務省】

イ 住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号30】

法務省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対し、住居の提供に伴う不安や負担を細かに把握した上で、身元保証制度の活用を含めた必要な助言等を行うとともに、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等についての必要な個人情報を提供する。併せて、保護観察対象者等に対し、必要な指導等を行うなど、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を実施する。【法務省】

ウ 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号31】

国土交通省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記イの法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、保護観察対象者等が住居に困窮している状況や、地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討を行うよう、地方公共団体に要請する。また、矯正施設出所者については、通常、著しく所得の低い者として、公営住宅への優先入居の取扱いの対象に該当する旨を地方公共団体に周知・徹底する。【国土交通省】

エ 賃貸住宅の供給の促進【施策番号32】

法務省は、国土交通省の協力を得て、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、犯罪をした者等のうち、同法第2条第1項が規定する住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努めるとともに、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記イの法務省による継続的支援が受けられることを周知するなどして、その入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める。【法務省、国土交通省】

オ 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実【施策番号33】

法務省は、帰住先を確保できないまま満期出所となる受刑者の再犯を防止するため、刑事施設において、受刑者に対し、更生緊急保護の制度や希望する地域の相談機関に関する情報を提供するとともに、保護観察所においては、更生緊急保護対象者に対し、地域の支援機関等についての適切かつ充実した情報の提供を行うとともに、必要に応じ、更生保護施設等の一時的な居場所の提供や定住先確保のための支援を行う。【法務省】

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組（推進法第17条、第21条関係）

1. 高齢者又は障害のある者等への支援等

(1) 現状認識と課題等

高齢者（65歳以上の者）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っている。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至

るまでの期間が短いことが明らかとなっている。

政府においては、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）の一つとして、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センターの設置や、矯正施設及び更生保護施設への社会福祉士等の配置を進め、矯正施設や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行う取組（特別調整）を実施してきた。

また、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の再犯防止のためには、出口支援だけでなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援に結び付けることなどが、犯罪等の常習化を防ぐために重要である場合があることを踏まえ、検察庁において、知的障害のある被疑者や高齢の被疑者等福祉的支援を必要とする者について、弁護士や福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組（入口支援）を実施してきた。

しかしながら、「緊急対策」で指摘された事項に加えて、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から特別調整の対象とならない場合があること、地方公共団体や社会福祉施設等の取組状況等に差があり、必要な協力が得られない場合があること、刑事司法手続の各段階を通じた高齢又は障害の状況の把握とそれを踏まえたきめ細かな支援を実施するための体制が不十分であることなどの課題がある。

（2）具体的施策

① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実

ア 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化【施策番号 34】

法務省は、犯罪をした者等について、これまで見落とされがちであった福祉サービスのニーズを早期に把握して福祉サービスの利用に向けた支援等を実施することにより円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、少年鑑別所におけるアセスメント機能の充実を図るとともに、矯正施設における社会福祉士等の活用や、保護観察所における福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化を図る。【法務省】

イ 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導【施策番号 35】

法務省は、歩行や食事等の日常的な動作全般にわたって介助やリハビリを必要とする受刑者等が増加していることを踏まえ、高齢者又は障害のある者等である受刑者等の円滑な社会復帰のため、体力の維持・向上のための健康運動指導や福祉サービスに関する知識及び社会適応能力等の習得を図るための指導について、福祉関係機関等の協力を得ながら、その指導内容や実施体制等の充実を図る。【法務省】

ウ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等【施策番号 36】

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

エ 更生保護施設における支援の充実【施策番号 37】

法務省は、「宣言」において設定された目標を踏まえつつ、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の更生保護施設における受入れやその特性に応じた必要な支援の実施を充実させるための施設・体制の整備を図る。【法務省】

オ 刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施【施策番号 38】

法務省は、刑事司法の各段階において、犯罪をした者等の福祉的支援の必要性を的確に把握することができるよう、刑事司法関係機関の職員に対して、高齢者及び障害のある者等の特性等について必要な研修を実施する。【法務省】

② 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化

ア 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け【施策番号 39】

厚生労働省は、地方公共団体が、地域福祉計画や地域医療計画を策定するに当たり、再犯防止の観点から、高齢者又は障害のある者等を始め、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するよう、必要な助言を行う。法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられることから、関係部局と連携を図るよう、必要な周知を行う。【法務省、厚生労働省】

イ 社会福祉施設等の協力の促進【施策番号 40】

厚生労働省は、高齢者又は障害のある者等に福祉サービスを提供する社会福祉施設等に支給する委託費等の加算措置の充実を含め、社会福祉施設等全体の取組に対する評価について更に検討を行うなど、社会福祉施設等による高齢者又は障害のある者等への福祉サービスの提供の促進を図る。【厚生労働省】

ウ 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化【施策番号 41】

法務省及び厚生労働省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が、速やかに、障害者手帳の交付、保健医療・福祉サービスの利用の必要性の認定等を受け、これを利用することができるよう、総務省の協力を得て実施責任を有する地方公共団体の明確化を含む指針等を作成し、地方公共団体に対してその周知徹底を図る。また、法務省は、住民票が消除されるなどした受刑者等が、矯正施設出所後速やかに保健医療・福祉サービスを利用することができるよう、総務省の協力を得て矯正施設・保護観察所の職員に対して住民票に関する手続等の周知徹底を図るなどし、矯正施設在所中から必要な支援を実施する。【総務省、法務省、厚生労働省】

③ 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施

ア 刑事司法関係機関の体制整備【施策番号 42】

法務省は、検察庁において社会復帰支援を担当する検察事務官や社会福祉士の配置を充実させるなど、検察庁における社会復帰支援の実施体制の充実を図るとともに、保護観察所において福祉的支援や更生緊急保護を担当する保護観察官の配置を充実させるなど、保護観察所における実施体制の充実を図り、入口支援が必要な者に対する適切な支援が行われる体制を確保する。【法務省】

イ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討【施策番号43】

法務省及び厚生労働省は、Ⅱ第7.1(2)①ウに記載の地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省、厚生労働省】

2. 薬物依存を有する者への支援等

(1) 現状認識と課題等

覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反となっている。また、平成27年に出所した者全体の2年以内再入率は18.0パーセントであるのと比較して、覚せい剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は19.2パーセントと高くなっている。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要である。

政府においては、矯正施設・保護観察所における一貫した専門的プログラムの開発・実施、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の作成、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、「緊急対策」に基づき、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制を整備するほか、平成28年6月から施行された刑の一部の執行猶予制度の適切な運用を図ることとしている。

しかしながら、矯正施設、保護観察所、地域の保健医療・福祉関係機関、回復支援施設や民間団体等について効果的な支援等を行う体制が不十分であること、そもそも薬物依存症治療を施すことができる専門医療機関や薬物依存症からの回復支援を行う自助グループ等がない地域もあるなど一貫性のある支援等を行うための関係機関等の連携が不十分であること、海外において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている刑事司法と保健医療・福祉との連携の在り方について調査研究する必要があること、薬物事犯者の再犯の防止等の重要性・緊急性に鑑み、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関、自助グループを含めた民間団体等各種関係機関・団体が、薬物依存からの回復を一貫して支援する新たな取組を試行的に実施する必要があることなどが指摘されている。

(2) 具体的施策

① 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等

ア 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施【施策番号44】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、矯正施設及び保護観察所において、薬物事犯者ごとに、その再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムを一貫して実施するとともに、そのための処遇情報の確実な引継ぎを図る。【法務省、厚生労働省】

イ 矯正施設・保護観察所における薬物指導等体制の整備【施策番号45】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、指導に当たる職員の知識・技能の向上や、保護観察所における薬物処遇の専門性を有する管理職員の育成・配置など、薬物事犯者に対する指導体制の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

ウ 更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実【施策番号46】

法務省は、薬物事犯者の中には、地域において薬物乱用を繰り返していたことにより、あるいは、薬物密売者等からの接触を避けるため、従前の住居に戻ることが適当でない者が多く存在することを踏まえ、更生保護施設における薬物事犯者の受入れ、薬物依存からの回復に資する処遇を可能とする施設や体制の整備を推進し、更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実を図る。【法務省】

エ 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討【施策番号47】

法務省及び厚生労働省は、薬物事犯者の再犯の防止等に向け、刑の一部の執行猶予制度の運用状況や、薬物依存症の治療を施すことのできる医療機関や相談支援等を行う関係機関の整備、連携の状況、自助グループ等の活動状況等を踏まえ、海外において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている各種拘禁刑に代わる措置も参考にしつつ、新たな取組を試行的に実施することを含め、我が国における薬物事犯者の再犯の防止等において効果的な方策について検討を行う。【法務省、厚生労働省】

② 治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実

ア 薬物依存症治療の専門医療機関の拡大【施策番号48】

厚生労働省は、薬物依存症の治療を提供できる医療機関が限られており、薬物依存症者の中には、遠方の医療機関への通院が困難であるため、治療を受けない者や治療を中断してしまう者が存在することを踏まえ、薬物依存症を含む依存症治療の専門医療機関の更なる充実を図るとともに、一般の医療機関における薬物依存症者に対する適切な対応を促進する。【厚生労働省】

イ 薬物依存症に関する相談支援窓口の充実【施策番号49】

厚生労働省は、薬物依存症からの回復には、薬物依存症者本人が地域において相談支援を受けられることに加え、その親族等が薬物依存症者の対応方法等について相談支援を受けられることが重要であることを踏まえ、全国の子精神保健福祉センター等に、薬物依存症を含む依存症対策の専門員である依存症相談員を配置するなど、保健行政機関における薬物依存症に関する相談支援窓口の充実を図る。【厚生労働省】

ウ 自助グループを含めた民間団体の活動の促進【施策番号50】

厚生労働省は、薬物依存症者に対して、薬物依存症からの回復に向けた就労と住居の一体的支援活動を行う民間団体の活動の援助など、自助グループを含めた民間団体の活動を促進するための支援の充実を図る。【厚生労働省】

エ 薬物依存症者の親族等の知識等の向上【施策番号51】

厚生労働省は、一般国民に向けた講習会の開催や、冊子の配布等を通じ、薬物依存症についての一般国民、取り分け、薬物依存症者の親族等の意識・知識の向上を図る。【厚生労働省】

オ 薬物依存症対策関係機関の連携強化【施策番号52】

警察庁、法務省及び厚生労働省は、薬物依存症者の回復には、医療機関による治療だけでなく、自助グループを含めた民間団体等と連携した継続的な支援が重要であることを踏まえ、各地域において、薬物依存症者の治療・支援等を行うこれらの関係機関の職員等による連絡協議会等を開催し、地域における薬物依存症に関する課題を共有し、協働してその課題に対応する

ための方法を検討するなど、薬物依存症の対策に当たる各関係機関の連携強化を図る。【警察庁、法務省、厚生労働省】

カ 薬物依存症治療の充実に資する診療報酬の検討【施策番号53】

厚生労働省は、次回の診療報酬改定に向けて、薬物依存症治療の診療報酬上の評価の在り方について、関係者の意見も踏まえて検討する。【厚生労働省】

③ 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成

ア 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成【施策番号54】

厚生労働省は、薬物依存症の回復に向けた保健医療・福祉サービスの実施体制を充実させるために、薬物依存症者の治療・支援等に知識を有する医療関係者が必要であることを踏まえ、医師の臨床研修の内容や、保健師、助産師、看護師の国家試験出題基準の見直しに向けた検討を行う。【厚生労働省】

イ 薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職の育成【施策番号55】

厚生労働省は、薬物依存症者への相談支援体制を充実させるために、薬物依存症に関する専門的知識を有し、薬物依存症者が抱える支援ニーズを適切に把握し、関係機関につなげるなどの相談援助を実施する福祉専門職が必要であることを踏まえ、精神保健福祉士及び社会福祉士の養成カリキュラムの見直しに向けた検討を行う。【厚生労働省】

ウ 薬物依存症に関する知見を有する心理専門職の育成【施策番号56】

厚生労働省は、薬物依存症からの回復に向けて効果が認められている治療・支援が、認知行動療法に基づくものであり、薬物依存症に関する知識と経験を有する心理学の専門職が必要となることを踏まえ、新たに創設される公認心理師の国家資格の養成カリキュラムや国家試験の出題基準について、薬物依存症を含む依存症対策への対応という観点からも検討を行う。【厚生労働省】

エ 薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成【施策番号57】

法務省は、薬物依存症のある保護観察対象者については、その症状や治療の状況に応じた支援が重要であることを踏まえ、その指導・支援に当たる者に対する研修等の充実を図る。また、厚生労働省は、薬物依存症からの回復に向けて、地域における継続した支援が必要であることを踏まえ、薬物依存症者への生活支援を担う支援者に対する研修の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

第4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組（推進法第11条、第13条関係）

1. 学校等と連携した修学支援の実施等

(1) 現状認識と課題等

我が国の高等学校進学率は、98.5パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、少年院入院者の28.9パーセント、入所受刑者の37.4パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していない。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8パーセント、入所受刑者の24.6パーセントが高等学校を中退している状況にある。

政府においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校

卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会（Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきた。

しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が十分でないこと、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題がある。

（2）具体的施策

① 児童生徒の非行の未然防止等

ア 学校における適切な指導等の実施【施策番号58】

文部科学省は、警察庁及び法務省の協力を得て、弁護士会等の民間団体にも協力を求めるなどし、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）等の趣旨を踏まえたいじめ防止のための教育や、人権啓発のための教育と併せ、再非行の防止の観点も含め、学校における非行防止のための教育、薬物乱用未然防止のための教育及び薬物再乱用防止のための相談・指導体制の充実を図る。また、厚生労働省の協力を得て、学校生活を継続させるための本人及び家族等に対する支援や、やむを得ず中退する場合の就労等の支援の充実を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

イ 地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号59】

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、貧困や虐待等の被害体験などが非行等の一因になることも踏まえ、地域社会における子供の居場所作りや子供、保護者及び学校関係者等に対する相談支援の充実、民間ボランティア等による犯罪予防活動の促進、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者への学習相談・学習支援など、児童生徒の非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進する。また、同取組を効果的に実施するために、子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を行うことを目的として、地方公共団体に「子ども・若者支援地域協議会」の設置及び「子ども・若者総合相談センター」としての機能を担う体制の確保について努力義務が課されていることなどについて、非行の未然防止等の観点も踏まえ、関係機関等に周知し、連携の強化を図る。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ウ 警察における非行少年に対する支援【施策番号60】

警察庁は、非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンター等が少年警察ボランティア等（少年指導委員、少年補導員、少年警察協助員及び大学生ボランティア）の民間ボランティアや関係機関と連携して行う、修学に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、その充実を図る。【警察庁】

② 非行等による学校教育の中断の防止等

ア 学校等と保護観察所が連携した支援等【施策番号61】

法務省及び文部科学省は、保護司による非行防止教室の実施等保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、保護観察所、保護司、学校関係者等に対し、連携事例を周知するなどして、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等の充実を図る。【法務省、文部科学省】

イ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【施策番号 62】

法務省は、矯正施設において、民間の学力試験の活用や適切な教材の整備を進めるなどして、対象者の能力に応じた教科指導が実施できるようにする。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設や学校関係者に対し、相互の連携事例を周知することに加え、矯正施設や学校関係者への職員研修等の実施に当たっては、相互に職員を講師として派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図る。さらに、法務省は、通信制高校に在籍し、又は入学を希望する矯正施設在籍者が、在所中も学習を継続しやすくなるよう、文部科学省の協力を得て、在所中の面接指導（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令32号）第2条に定める面接指導をいう。）の実施手続等を関係者に周知するなど、通信制高校からの中退を防止し、又は在所中の入学を促進するための取組の充実を図る。【法務省、文部科学省】

ウ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実【施策番号 63】

法務省及び文部科学省は、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験を引き続き実施する。また、法務省は、同試験の受験コースを設け、外部講師の招へい、教材の整備等を集中的に実施している施設の取組状況を踏まえ、他施設についても指導体制の充実を図る。【法務省、文部科学省】

③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援**ア 矯正施設からの進学・復学の支援【施策番号 64】**

法務省は、矯正施設において、個々の対象者の希望や事情を踏まえつつ、就労や資格取得と関連付けた修学の意義を理解させるとともに、学校の種類、就学援助や高等学校等就学支援金制度等の教育費負担軽減策に関する情報の提供を行うなどして、修学に対する動機付けを図る。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等入学者選抜・編入学における配慮を促進するため、矯正施設・保護観察所、学校関係者に対し、相互の連携事例を周知する。加えて、法務省及び文部科学省は、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、矯正施設・保護観察所における研修や学校関係者への研修等の実施に当たって相互に職員を講師として派遣するなどの取組を推進する。【法務省、文部科学省】

イ 高等学校中退者等に対する地域社会における支援【施策番号 65】

法務省は、保護司、更生保護女性会、BBS会、少年友の会等の民間ボランティアや協力雇用主と連携して、学校に在籍していない非行少年等が安心して修学することができる場所の確保を含めた修学支援を実施する。特に、矯正施設において修学支援等を受けた者については、施設内処遇の内容を踏まえ、矯正施設、保護観察所及び民間ボランティアが協働して、本人の状況に応じた学びの継続に向けた効果的な支援を実施する。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設在籍者・保護観察対象者のうち、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者に対し、地方公共団体における学習相談・学習支援の取組の利用を促す。【法務省、文部科学省】

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組（推進法第11条、第13条、第21条関係）**1. 特性に応じた効果的な指導の実施等****(1) 現状認識と課題等**

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握

した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要である。また、指導等の効果を検証し、より効果的な取組につなげる必要がある。

政府においては、「総合対策」に基づき、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施を図ってきた。

しかしながら、対象者の特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体等における指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があり、これらを強化するとともに、指導・支援の効果の検証を更に推進していく必要がある。

(2) 具体的施策

① 適切なアセスメントの実施

ア 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化【施策番号66】

法務省は、少年鑑別所において、「法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）」の活用等により、鑑別の精度の一層の向上を図るとともに、処遇過程においてもそのアセスメント機能を発揮し、少年保護手続を縦貫した継続的な鑑別の実施を推進する。また、刑事施設・保護観察所において、再犯リスクや処遇指針の決定に資する情報を的確に把握し、受刑者や保護観察対象者に対する効果的な処遇を実施するため、アセスメント機能の強化を図る。【法務省】

イ 関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用【施策番号67】

法務省は、多角的な視点から適切にアセスメントを行い、それに基づく効果的な指導等を実施するため、必要に応じ、更生支援計画（主として弁護人が社会福祉士などの協力を得て作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉の支援策等について取りまとめた書面）等の処遇に資する情報を活用した処遇協議を実施するなど、刑事司法関係機関を始めとする公的機関や再犯の防止等に関する活動を行う民間団体等が保有する処遇に資する情報の活用を推進する。【法務省】

② 特性に応じた指導等の充実

i 性犯罪者・性非行少年に対する指導等

ア 性犯罪者等に対する専門的処遇【施策番号68】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、海外における取組などを参考にしつつ、刑事施設における性犯罪再犯防止指導や少年院における性非行防止指導、保護観察所における性犯罪者処遇プログラム等の性犯罪者等に対する指導等について、効果検証の結果を踏まえた指導内容・方法の見直しや指導者育成を進めるなどして、一層の充実を図るとともに、医療・福祉関係機関等との連携を強化し、性犯罪者等に対する矯正施設収容中から出所後まで一貫性のある効果的な指導の実施を図る。【法務省、厚生労働省】

イ 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号69】

警察庁は、法務省の協力を得て、子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て面談を実施し、必要に応じ、関係機関・団体等による支援等に結び付けるなど、再犯の防止に向けた措置の充実を図る。【警察庁、法務省】

ii ストーカー加害者に対する指導等

ア 被害者への接触防止のための措置【施策番号70】

警察庁及び法務省は、ストーカー加害者による重大な事案が発生していることを踏まえ、当該加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施する。【警察庁、法務省】

イ ストーカー加害者に対するカウンセリング等【施策番号71】

警察庁は、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員について、研修の受講を促進するなどして、精神医学的・心理学的アプローチに関する技能や知識の向上を図るとともに、ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働き掛けを行うなど、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進する。【警察庁】

ウ ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究【施策番号72】

警察庁及び法務省は、ストーカー加害者が抱える問題等や、効果的な指導方策等について調査研究を行い、2年以内を目途に結論を出し、その調査結果に基づき、必要な施策を実施する。【警察庁、法務省】

iii 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等

ア 暴力団からの離脱に向けた指導等【施策番号73】

警察庁及び法務省は、警察・暴力追放運動推進センターと矯正施設・保護観察所との連携を強化するなどして、暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有する。【警察庁、法務省】

イ 暴力団員の社会復帰対策の推進【施策番号74】

警察庁は、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会への復帰・定着を促進するため、離脱・就労や社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を検討の上、可能なものから順次実施する。【警察庁】

iv 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

ア 刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号75】

法務省は、少年院において複数職員で指導を行う体制の充実を図るなどして、少年・若年者の特性に応じたきめ細かな指導等を実施するための体制の充実を図る。【法務省】

イ 関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号76】

法務省は、支援が必要な少年・若年者については、児童福祉関係機関に係属歴がある者や発達障害等の障害を有している者が少なくないなどの実情を踏まえ、少年院・保護観察所におけるケース検討会を適時適切に実施するなど、学校、児童相談所、児童福祉施設、福祉事務所、少年サポートセンター、子ども・若者総合支援センター（地方公共団体が子ども・若者育成支援に関する相談窓口の拠点として設置するもの）等関係機関との連携を強化し、きめ細かな支援等を実施する。【法務省】

ウ 少年鑑別所における観護処遇の充実【施策番号77】

法務省は、少年鑑別所中中の少年に対し、学校等の関係機関や民間ボランティアの協力を得て、学習や文化活動等に触れる機会を付与するなど、少年の健全育成のために必要な知識及び能力の向上を図る。【法務省】

エ 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進【施策番号78】

警察庁は、非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンター等が民間ボランティアや関係機関と連携して行う、非行少年の状況に応じた社会奉仕体験活動等への参加の促進等の立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、その充実を図る。【警察庁】

オ 保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号79】

法務省は、保護観察対象少年及び少年院在院者に対し、その保護者との関係改善に向けた指導・支援の充実を図るとともに、保護者に対し、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言、保護者会への参加依頼、保護者自身が福祉的支援等を要する場合の助言等を行うなど、保護者に対する働き掛けの充実を図る。また、保護者による適切な監護が得られない場合には、地方公共団体を始めとする関係機関や民間団体等と連携し、本人の状況に応じて、社会での自立した生活や未成年後見制度の利用等に向けた指導・支援を行う。【法務省】

カ 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等【施策番号80】

法務省は、少年法における「少年」の上限年齢の在り方及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方についての法制審議会の答申が得られたときには、それを踏まえて所要の措置を講じる。【法務省】

v 女性の抱える問題に応じた指導等【施策番号81】

法務省は、女性受刑者や女子少年等について、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いこと、妊娠・出産等の事情を抱えている場合があることなどを踏まえ、矯正施設において、このような特性に配慮した指導・支援の実施及び実施状況に基づく指導内容等の見直し、指導者の確保・育成を行うとともに、厚生労働省の協力を得て、女性の抱える問題の解決に資する社会資源を把握し、矯正施設出所後に地域の保健医療・福祉関係機関等に相談できるようにするなど、関係機関等と連携した社会復帰支援等を行う。また、法務省は、更生保護施設においても、女性の特性に配慮した指導・支援を推進するなど、社会生活への適応のための指導・支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

vi 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号82】

法務省は、犯罪をした者等の中には、発達上の課題を有し、指導等の内容の理解に時間を要したり、理解するために特別な配慮を必要とする者が存在することを踏まえ、発達上の課題を有する者のための教材の整備を図るとともに、厚生労働省の協力を得て、発達上の課題を有する者に対する指導等に関する研修等の充実、関係機関との連携強化等を図る。【法務省、厚生労働省】

vii その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実

ア 各種指導プログラムの充実【施策番号 83】

法務省は、刑事施設における、アルコール依存を含む問題飲酒、ドメスティック・バイオレンス（DV）を含む対人暴力等の再犯要因を抱える者に対する改善指導プログラムの実施や、少年院における特殊詐欺等近年の非行態様に対応した指導内容の整備、保護観察所における飲酒や暴力などに関する専門的処遇プログラムの実施など、対象者の問題性に応じた指導の一層の充実を図る。【法務省】

イ 社会貢献活動等の充実【施策番号 84】

法務省は、犯罪をした者等の善良な社会の一員としての意識の涵養や規範意識の向上を図るため、社会貢献活動などの取組について、実施状況に基づいて取組内容等を見直し、一層の充実を図る。【法務省】

ウ 関係機関や地域の社会資源の一層の活用【施策番号 85】

法務省は、矯正施設において、地方公共団体を始めとする関係機関及び自助グループや当事者団体を含む民間団体等の改善指導等への参画の推進、外部通勤制度・院外委嘱指導等の活用による社会内での指導機会の拡大を図るとともに、保護観察所において、地方公共団体を始めとする関係機関及び自助グループや当事者団体を含む民間団体等の協力を得ながら効果的な指導等の充実を図るなど、広く関係機関や地域社会と連携した指導等を推進する。【法務省】

③ 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号 86】

法務省は、犯罪をした者等が社会復帰する上で、自らのした犯罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等が置かれた状況やその心情を理解することが不可欠であることを踏まえ、矯正施設において、被害者の視点を取り入れた教育を効果的に実施するほか、保護観察所において、犯罪被害者等の心情等伝達制度の一層効果的な運用に努めるとともに、しよく罪指導プログラムを実施するなど、犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等の充実を図る。【法務省】

④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究【施策番号 87】

法務省は、検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携するデータベースを、再犯防止対策の実施状況等を踏まえ、効果的に運用することにより、指導の一貫性・継続性を確保し、再犯の実態把握や指導等の効果検証を適切に実施するとともに、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進する。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

第6 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組（推進法第5条、第22条、第23条、第24条関係）

1. 民間協力者の活動の促進等

(1) 現状認識と課題等

我が国における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所作

りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきた。また、更生保護法人を始めとする様々な民間団体等による、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動も行われており、こうした活動により、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきている。

こうした再犯の防止等に関する活動を行う民間ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で、欠くことのできない存在であり、まさに全国津々浦々において、「世界一安全な日本」の実現に向けて陰に陽に地道な取組を積み重ねて来た方々である。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携がなお不十分であることなど、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっての課題がある。

(2) 具体的施策

① 民間ボランティアの確保

ア 民間ボランティアの活動に関する広報の充実【施策番号 88】

警察庁及び法務省は、国民の間に、再犯の防止等に協力する気持ちを醸成するため、少年警察ボランティアや更生保護ボランティア等の活動に関する広報の充実を図る。【警察庁、法務省】

イ 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供【施策番号 89】

法務省は、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業など様々な立場にある国民が、実際に民間協力者として活動するようになることを促進するため、保護司活動を体験する保護司活動インターンシップ制度など、更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供を推進する。【法務省】

ウ 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等【施策番号 90】

法務省は、保護司候補者を確保するため、総務省、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、地方公共団体、自治会、福祉・教育・経済等の各種団体と連携して、保護司候補者検討協議会における協議を効果的に実施し、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業分野から地域の保護司適任者に関する情報収集を促進する。また、法務省は、同協議会で得られた情報等を踏まえて、保護司適任者に対して、実際に保護司として活動してもらえるよう、積極的な働き掛けを実施する。【総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

ア 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号 91】

警察庁は、少年警察ボランティアの活動を促進するため、少年警察ボランティアの活動に対して都道府県警察が支給する謝金等の補助や、都道府県警察や民間団体が実施する少年警察ボランティア等に対する研修への協力を推進するなどして、少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実を図る。【警察庁】

イ 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号 92】

法務省は、更生保護ボランティアの活動を促進するため、更生保護ボランティアに対する研

修の充実を図るとともに、BBS会による学習支援などの更生保護ボランティア活動に対する支援の充実を図る。また、法務省は、保護観察対象者等の指導・支援を担当している保護司が、保護司相互の相談・研修等の機会が得られるようにするとともに、保護司会の活動である保護司の適任者確保、“社会を明るくする運動”等の広報・啓発活動、地域の関係機関等と連携した再犯防止のための取組等を促進するため、保護司経験者や専門的知見を有する者からの助言等を受けられるようにすることを含めた保護司会の活動に対する支援の充実を図る。【法務省】

ウ 更生保護サポートセンターの設置の推進【施策番号93】

法務省は、保護司と保護観察対象者等との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携を促進するため、総務省の協力を得て、地方公共団体等と連携して、地域における更生保護ボランティアの活動の拠点となる更生保護サポートセンターの設置を着実に推進する。【総務省、法務省】

③ 更生保護施設による再犯防止活動の促進等

ア 更生保護施設の地域拠点機能の強化【施策番号94】

法務省は、更生保護施設が、更生保護施設等を退所した者にとって、地域社会に定着できるまでの間の最も身近かつ有効な支援者であることを踏まえ、更生保護施設が地域で生活する刑務所出所者等に対する支援や処遇を実施するための体制整備を図る。【法務省】

イ 更生保護事業の在り方の見直し【施策番号95】

法務省は、更生保護施設が、一時的な居場所の提供だけではなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として、高齢者又は障害のある者、薬物依存症者に対する専門的支援や地域における刑務所出所者等の支援の中核的存在としての機能が求められるなど、現行の更生保護施設の枠組が構築された頃と比較して、多様かつ高度な役割が求められるようになり、その活動は難しさを増していることを踏まえ、これまでの再犯防止に向けた取組の中で定められた目標の達成に向け、更生保護事業の在り方について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。【法務省】

④ 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進

ア 再犯防止活動への民間資金の活用を検討【施策番号96】

法務省は、更生保護法人のほか、NPO法人、社団法人、財団法人その他各種の団体等が、再犯の防止等に関する活動を行うための民間資金を活用した支援の在り方について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省】

イ 社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究【施策番号97】

法務省は、関係府省の協力を得て、民間の団体等が行う再犯の防止等に関する活動における社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究を行い、2年以内を目途に結論を出し、再犯の防止等に関する活動を行う民間団体等に対してその調査結果を提供し、共有を図る。【法務省】

⑤ 民間協力者との連携の強化

ア 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築【施策番号98】

法務省は、保護司、篤志面接委員、教誨師等民間協力者が有する特性を踏まえつつ、民間協

力者の負担が大きくならないよう留意しながら民間協力者との適切な役割分担を図り、効果的な連携体制を構築する。また、法務省は、再犯の防止等において、弁護士が果たしている役割に鑑み、弁護士との連携を強化していく。【法務省】

イ 犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号99】

法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等に対して国や地方公共団体が実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、民間協力者に対して適切に情報提供を行う。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ウ 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号100】

法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、民間協力者に対し、犯罪をした者等に対する指導・支援に関する調査研究の成果を提供するほか、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関の職員を民間協力者の実施する研修等へ講師として派遣するなどし、民間協力者に対して犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供し、共有を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

2. 広報・啓発活動の推進等

(1) 現状認識と課題等

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、国民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要である。

政府においては、これまでも、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきた。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないなど、国民の関心と理解が十分に深まっているとは言えないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題がある。

(2) 具体的施策

① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

ア 啓発事業等の実施【施策番号101】

法務省は、各府省、地方公共団体、民間協力者と連携して、推進法第6条に規定されている再犯防止啓発月間において、国民の間に広く犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業の実施を推進するとともに、検察庁、矯正施設、保護観察所等の関係機関における再犯の防止等に関する施策や、その効果についての積極的な情報発信に努める。また、“社会を明るくする運動”においても、推進法の趣旨を踏まえて、再犯の防止等についてより一層充実した広報・啓発活動が行われるよう推進するとともに、広く国民各層に関心をもってもらうきっかけとするため、効果検証を踏まえて、広報媒体や広報手法の多様化に努める。【各府省】

イ 法教育の充実【施策番号102】

法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資するための基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。【法務省、文部科学省】

② 民間協力者に対する表彰【施策番号103】

内閣官房及び法務省は、民間協力者による優れた再犯の防止等に関する活動を広く普及し、民間の個人・団体等による再犯の防止等に関する活動を促進するため、再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった民間協力者に対する表彰を実施する。【内閣官房、法務省】

第7 地方公共団体との連携強化等のための取組（推進法第5条、第8条、第24条関係）**1. 地方公共団体との連携強化等****(1) 現状認識と課題等**

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等の依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上での様々な課題を抱えている者が多く存在する。政府においては、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組を実施してきたところであるが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、地方公共団体が主体となって一般市民を対象として提供している各種サービスを通じて行われることが想定されている。

この点について、推進法においては、地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があることや、地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるように努めなければならないことが明記された。

こうした中、一部の地方公共団体においては、自らがコーディネーターとなって、継続的な支援等を実施するためのネットワークを構築するなどソーシャル・インクルージョン（全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う）のための取組が実施されつつある。

しかしながら、地方公共団体には、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどの課題があり、これらのことが、地方公共団体が主体的に、再犯の防止等に関する施策を進めていく上での課題となっている。

(2) 具体的施策**① 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援****ア 再犯防止担当部署の明確化【施策番号104】**

法務省は、総務省の協力を得て、全ての地方公共団体に再犯の防止等を担当する部署を明確にするよう、必要な働き掛けを実施する。【総務省、法務省】

イ 地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援【施策番号105】

法務省は、地域における犯罪をした者等の実情や支援の担い手となり得る機関・団体の有無等といった、地域において再犯の防止等に関する取組を進める上で必要な実態把握に向けた調査等を行う地方公共団体の取組を支援する。【法務省】

ウ 地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号 106】

法務省は、刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるようにするため、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地域の実情に応じて、刑事司法関係機関、地方公共団体等の公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体が連携した支援等の実施に向けたネットワークにおける地方公共団体の取組を支援する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

エ 資金調達手段の検討の促進【施策番号 107】

法務省は、関係府省の協力を得て、地方公共団体に対して、地域における再犯の防止等に関する施策や民間の団体等の活動を推進するための資金を調達する手段の検討を働き掛けている。【法務省】

② 地方再犯防止推進計画の策定等の促進【施策番号 108】

法務省は、地方公共団体において、再犯の防止等に関する施策の検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた地方再犯防止推進計画が早期に策定されるよう働き掛ける。法務省は、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、再犯の現状や動向、推進計画に基づく施策の実施状況等に関する情報を提供するなど、地方公共団体が地方再犯防止推進計画や再犯防止に関する条例等、地域の実情に応じて再犯の防止等に関する施策を検討・実施するために必要な支援を実施する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

③ 地方公共団体との連携の強化

ア 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号 109】

法務省は、警察庁、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地方公共団体に対し、国が犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他地方公共団体が支援等を行うために必要な情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、適切に情報を提供する。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

イ 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号 110】

法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等に対する指導・支援に関する調査研究等の成果を提供するほか、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関の職員を地方公共団体の職員研修等へ講師として派遣するなどし、地方公共団体に対して犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供し、共有を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ウ 国・地方協働による施策の推進【施策番号 111】

法務省は、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、国と地方公共団体における再犯の防止等に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するため、国と地方公共団体の協働による再犯の防止等に関する施策の実施を推進する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

工 国の施策に対する理解・協力の促進【施策番号 112】

警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、必要に応じ総務省の協力を得て、国が実施する再犯の防止等に関する施策について、地方公共団体に対して周知を図り、必要な協力が得られるよう働き掛けていくとともに、地方公共団体においても、地域の状況に応じつつ、国が実施する再犯の防止等に関する施策と同様の取組を実施するよう働き掛けていく。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

第8 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組（推進法第18条、第19条関係）

1. 関係機関の人的・物的体制の整備等

（1）現状認識と課題等

犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにするためには、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚して自ら社会復帰のために努力することはもとより、社会において孤立しないよう、犯罪をした者等に対して適切な指導及び支援を行い得る人材を確保・養成し、資質の向上を図っていくことが求められている。また、矯正施設を始めとする再犯防止関係施設は、再犯の防止等に関する施策を実施するための重要な基盤であり、その整備を推進していくことが求められている。

しかしながら、刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等は、それぞれ十分とはいえない体制の中で業務を遂行している現状にあり、様々な課題を抱えた犯罪をした者等に対して十分な指導・支援を行うことが困難な状況にあること、例えば、矯正施設については、地域住民の避難場所等災害対策の役割をも担っているにもかかわらず、現行の耐震基準制定以前に築造されたものが多く、高齢受刑者が増加している中でバリアフリー化に対応できていない施設、あるいは医療設備が十分でない施設も存在することなど、再犯の防止等に関する施策を担う人的・物的体制の整備が急務である。

（2）具体的施策

① 関係機関における人的体制の整備【施策番号 113】

警察庁、法務省及び厚生労働省は、関係機関において、本計画に掲げる具体的施策を適切かつ効果的に実施するために必要な人的体制の整備を着実に推進する。【警察庁、法務省、厚生労働省】

② 関係機関の職員等に対する研修の充実等【施策番号 114】

警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、再犯の防止等に関する施策が、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するだけでなく、犯罪予防対策としても重要であり、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するものであることを踏まえ、刑事司法関係機関の職員のみならず、警察、ハローワーク、福祉事務所等関係機関の職員、学校関係者等に対する教育・研修等の充実を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

③ 矯正施設的环境整備【施策番号 115】

法務省は、矯正施設について、耐震対策を行うとともに、医療体制の充実、バリアフリー化、特性に応じた効果的な指導・支援の充実等のための環境整備を着実に推進する。【法務省】

3. 再犯防止推進計画等検討会関係資料

再犯防止推進計画等検討会設置要綱

〔平成29年2月2日〕
法 務 大 臣 決 定

1 名称

再犯防止推進計画等検討会

2 目的

再犯防止推進計画等検討会（以下「検討会」という。）は、法務大臣が、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）第7条第3項に基づき作成する「再犯防止推進計画の案」に掲げる事項等を検討することを目的とする。

3 検討会の構成

- （1）検討会の議長は、法務副大臣とする。
- （2）検討会は、関係行政機関の職員で、法務大臣が指名した官職にある者のほか、有識者をもって構成する。
- （3）検討会の構成員となる有識者は、法務大臣が任命する。
- （4）検討会の構成員となる有識者の任期については、法務大臣が別途定める。
- （5）検討会に副議長を置く。副議長は、構成員の中から法務大臣が指名する。
- （6）議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の庶務は、大臣官房秘書課政策評価企画室において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

再犯防止推進計画等検討会構成員

議長 法務副大臣

副議長 法務省大臣官房審議官（総括担当）

構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
 （関係省庁） 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
 総務省地域力創造グループ地域政策課長
 法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長
 法務省刑事局総務課長
 法務省矯正局総務課長
 法務省保護局総務課長
 法務省保護局更生保護振興課長
 文部科学省生涯学習政策局青少年教育課長
 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
 厚生労働省職業安定局就労支援室長
 厚生労働省職業能力開発局能力開発課長
 厚生労働省社会・援護局総務課長
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
 農林水産省経営局就農・女性課長
 林野庁経営課林業労働対策室長
 水産庁漁政部企画課長
 中小企業庁経営支援部経営支援課長
 国土交通省住宅局住宅政策課長

（有識者） 小畑 輝海 更生保護法人両全会理事長
 川出 敏裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 清水 義恵 更生保護法人清心寮理事長・全国就労支援事業者機構参与
 堂本 暁子 前千葉県知事
 永見 光章 全国保護司連盟副理事長
 野口 義弘 有限会社野口石油代表取締役（協力雇用主）
 宮田 桂子 弁護士
 村木 厚子 前厚生労働事務次官
 和田 清 埼玉県立精神医療センター依存症治療研究部長

（敬称略）

4. 再犯防止等施策関係予算（平成29年度、平成30年度）

施策・事業	平成29年度予算額（単位：百万円）	平成30年度当初予算額（単位：百万円）	対前年度増△減額（単位：百万円）	施策・事業の概要	備考	再犯防止推進計画の施策番号
子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業【内閣府】	65	49	△16	困難を有する子供・若者支援のための地域ネットワークを強化するための各種事業の実施。		59
地域における若者支援に当たる人材養成【内閣府】	35	32	△3	困難を有する子供・若者に対する相談業務に従事する職員等を対象とした研修の実施。		59
ストーカー事案の加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する地域精神科医療等との連携【警察庁】	15	17	2	警察官が加害者への対応方法、治療やカウンセリングの必要性について助言等を受けることができるよう、地域精神科医等と連携する。		71
ストーカー対策担当者専科【警察庁】	7	7	0	警察本部のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案対策担当者を対象に、専門教育を実施する。		71、114
少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動【警察庁】	33	33	0	再非行のおそれのある少年に対する居場所づくり活動の充実強化。		6、60、78
少年警察ボランティア等の活動に対する支援【警察庁】	168	168	0	・少年警察ボランティアの活動に対する謝金 ・少年警察ボランティア等に対する研修 ・大学生ボランティア裾野拡大		88、91
担当職員に対する研修【警察庁】	9	9	0	少年補導職員の研修等		114
暴力団構成員の社会復帰対策に関する調査研究【警察庁】	0	12	12	暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会への復帰・定着を促進し、再犯防止を推進するとともに、暴力団の人的基盤を切り崩すため、暴力団への加入・離脱に係る心理、離脱・就労のための社会環境の在り方、離脱・就労後の社会定着のためのフォローアップ体制等に関する調査研究を実施する。		73、74
再乱用防止【警察庁】	2	2	0	薬物乱用者やその家族を対象とした薬物再乱用防止のためのパンフレットの作成。	薬物対策用資料事業の内数	52
再犯防止に関する広報・啓発事業【法務省】	6	22	16	再犯防止に関する広報・啓発活動の推進に係る啓発事業等の実施。		8、101、110
再犯防止等調査事業【法務省】	0	141	141	地域の実態調査及び地域再犯防止推進モデル事業の実施。		105、106、108、109、110、111
法教育の推進【法務省】	21	22	1	教員や教育関係者に対し、広報活動等の実施により法教育に対する理解を促進し、併せて、利便性の高い法教育教材を提供することにより、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現する。		102
刑事司法関係機関の体制整備【法務省】	37	73	36	検察庁における社会福祉士雇用等経費		42

施策・事業	平成29 年度予算 額（単位： 百万円）	平成30 年度当初 予算額 （単位：百 万円）	対前年度 増△減額 （単位：百万 円）	施策・事業の概要	備考	再犯防止推 進計画の施 策番号
刑事施設における矯正 処遇の充実【法務省】	49,665	47,103	△2,562	刑事施設における、受刑者に対 する矯正処遇の充実を図る。		1、2、3、 5、7、10、 11、19、 21、22、 23、25、 32、33、 34、35、 36、38、 41、44、 45、47、 52、62、 63、66、 67、68、 72、73、 81、83、 84、85、 86、87、 98、100、 106、108、 109、110、 111、112、 113、114、 115
少年院における矯正教 育の充実【法務省】	3,843	4,095	252	少年院における、在院者に対す る矯正教育の充実を図る。		1、2、3、 5、7、10、 11、18、 19、22、 23、25、 32、34、 35、36、 38、44、 45、52、 62、63、 64、65、 66、67、 68、75、 76、79、 81、82、 83、84、 85、86、 87、98、 100、113、 114、115
少年鑑別所における資 質鑑別等の充実【法務 省】	1,441	1,359	△82	少年鑑別所における、在所者に 対する資質鑑別等の充実を図 る。		14、18、 34、38、 59、62、 66、67、 76、77、 85、87、 98、100、 102、113、 114、115
売買春対策の推進（婦 人補導院の運営）【法 務省】	6	6	0	「売春防止法」に基づき、補導 処分に付された婦人に対する補 導を実施する。		81
国による雇用等【法務 省】	10	10	0	少年鑑別所10庁において保護 観察対象者を雇用する。	少年鑑別所 における資 質鑑別等の 充実の内数	14
高齢受刑者・障害を有 する受刑者に対する指 導・支援の充実【法務 省】	735	796	61	社会福祉士・精神保健福祉士の 確保、認知症傾向のある受刑者 に対する処遇の充実、社会復帰 支援指導プログラムの効果的な 実施、地域生活定着支援の充実 等を図る。	刑事施設に おける矯正 処遇の充実 の内数	34、35、 36、38

4. 再犯防止等施策関係予算

施策・事業	平成29年度予算額 (単位: 百万円)	平成30年度当初予算額 (単位: 百万円)	対前年度増△減額 (単位: 百万円)	施策・事業の概要	備考	再犯防止推進計画の施策番号
少年施設における障害のある者への指導【法務省】	92	96	4	少年施設において、障害のある者への指導を充実させるため、職員の専門的知識を高めるとともに、専門的知識を有した社会福祉士や精神保健福祉士等と協力して指導を行う。	少年院における矯正教育の充実の内数	34、35、36、38、82
刑事施設における薬物事犯者に対する指導の充実【法務省】	227	177	△50	刑事施設において、薬物依存離脱指導(R1)の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	44、45、52
少年院における薬物事犯者に対する指導の充実【法務省】	11	11	0	少年院において、薬物非行防止指導を充実させるために指導者の育成や重点的な薬物非行防止指導等を実施する。	少年院における矯正教育の充実の内数	44、45、52
地域における非行の未然防止等のための支援【法務省】	98	27	△71	少年鑑別所において、地域援助として、学校等教育機関からの相談依頼を受けて知能検査や性格検査、職業適性検査を実施するほか、ワークブック等を用いた心理的支援などを行う。	少年鑑別所における資質鑑別等の充実の内数	34、59、76、100、102、114
刑事施設における性犯罪者に対する指導の充実【法務省】	139	190	51	刑事施設において、性犯罪再犯防止指導(R3)の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	68
少年院における性非行防止指導の充実【法務省】	15	15	0	少年院において、性非行防止指導の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。	少年院における矯正教育の充実の内数	68
刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育等の充実【法務省】	24	13	△11	刑事施設において、被害者の視点を取り入れた教育(R4)及び一般改善指導(被害者感情理解指導)の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	86
少年院における被害者の視点を取り入れた教育等の充実【法務省】	22	22	0	少年院において、特定生活指導における被害者の視点を取り入れた教育を行う等、被害者心情理解指導の充実を図る。	少年院における矯正教育の充実の内数	86
地方公共団体との連携協力体制の構築【法務省】	0	36	36	刑務所出所者等の社会復帰支援充実のため、在所中から出所後の地域社会における継続的支援に向けた地方公共団体や関係機関等との連携体制を構築する。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	106、108、109、110、111、112
刑事施設における職業訓練の充実【法務省】	427	443	16	刑事施設において、青少年受刑者等に職業訓練を実施することにより、職業技能を付与し、その円滑な社会復帰を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	3
刑務作業の充実【法務省】	2,738	2,730	△8	刑事施設作業の円滑な実施と作業内容の改善向上を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	21
矯正施設的环境整備【法務省】	29,608	15,783	△13,825	矯正施設の新営・改修工事等を実施する。		115
矯正研修所における矯正職員に対する研修の充実【法務省】	654	444	△210	矯正研修所において、矯正職員に対する研修を実施する。		38、45、68、82、114
矯正管区における矯正施設の再犯防止施策への支援等【法務省】	604	663	59	矯正管区において、矯正施設の再犯防止施策に対する支援等を実施する。		5、7、10、11、19、83、87、100、106、108、109、110、111、112、113、115

施策・事業	平成29 年度予算 額（単位： 百万円）	平成30 年度当初 予算額 （単位：百 万円）	対前年度 増△減額 （単位：百万 円）	施策・事業の概要	備考	再犯防止推 進計画の施 策番号
矯正就労支援情報セン ターにおける就労支援 体制の充実【法務省】	17	20	3	矯正就労支援情報センターにお いて、刑務所出所者等の就労先 を広域にわたって調整し、円滑 な就労支援を促進する。	刑事施設に おける矯正 処遇の充実 及び矯正管 区における 矯正施設の 再犯防止施 策への支援 等の内数	5、7、10、 11、19
保護観察対象者等の特 性にに応じた指導・支援 の実施【法務省】	1,992	2,000	8	保護観察対象者の特性に応じた 指導・支援を実施する。		25、26、 28、33、 34、36、 37、38、 42、44、 45、46、 52、57、 66、68、 70、76、 79、84、 85、94、 100
保護観察対象者等の住 居の確保【法務省】	3,425	3,529	104	保護観察対象者等の住居の確保 を図る。		9、24、 26、28、 33、36、 37、46、 81、83
保護観察対象者等の就 労の確保【法務省】	790	808	18	保護観察対象者等の就労の確保 を図る。		2、4、5、 7、9、10、 11、12、 17、18、 19、20、 23、29、 30
満期釈放者等に対する 支援の実施【法務省】	367	476	109	満期釈放者等に対する支援を実 施する。		28、33、 34
保護司制度の基盤整備 並びに地方公共団体及 び民間団体との連携 【法務省】	1,772	1,916	144	保護司制度の基盤整備並びに地 方公共団体及び民間団体との連 携を行う。		59、65、 88、90、 92、93、 96、100、 101、111
更生保護における犯罪 被害者等施策【法務省】	12	11	△1	更生保護官署において犯罪被害 者等支援を実施する。		86
更生保護における広報 啓発【法務省】	573	568	△5	更生保護官署において再犯防止 に関する広報啓発を行う。		59、61、 88、89、 90、92、 93、101、 112
保護観察等業務支援シ ステムの運用【法務省】	44	43	△1	事件管理システム等の運用を行 う。		87
人権啓発活動【法務省】	3,383	3,407	24	人権週間を中心に全国各地で、 講演会、シンポジウム、座談会 等の開催、テレビ・ラジオ放送、 新聞紙・週刊誌等への関連記事 の掲載、啓発冊子の配布等の啓 発活動を実施する。	人権擁護関 係予算の内 数	101
刑事情報連携データ ベースシステムの運用 【法務省】	344	416	72	検察庁・矯正施設・保護観察所 等が保有する情報を連携する データベースシステムの運用管 理。		87

4. 再犯防止等施策関係予算

施策・事業	平成29年度予算額 (単位: 百万円)	平成30年度当初予算額 (単位: 百万円)	対前年度増△減額 (単位: 百万円)	施策・事業の概要	備考	再犯防止推進計画の施策番号
刑事情報連携データベースアクセス用機器等保守経費【法務省】	3	4	1	「刑事情報連携データベースシステム」にアクセスし、その保有情報を分析する「刑事情報連携データベース分析システム」の機器及び同システムに搭載されているソフトウェアの保守管理。		47、87、100、110
(特別研究) 薬物事犯者に関する研究【法務省】	3	3	0	我が国の薬物犯罪に係る動向及び薬物事犯者に対する諸外国の各種施策・取組の進展を概観することに加え、薬物事犯者の特性等を多角的に検討し、薬物事犯者に対する有効な施策を検討するための基礎資料を提供。		47
(特別研究) 青少年の立ち直り（デシタンス）に関する調査研究【法務省】	0	0	0	少年院を出院した者を対象として、出院後4年半の追跡調査を実施し、改善更生の要因等を実証的に探ることによって、より効果的な矯正教育や保護観察処遇の在り方や保護観察終了後の新たな支援策等を検討するための基礎資料を提供。		87
(特別研究) 再犯の実態と再犯防止対策に関する総合的研究【法務省】	4	0	△4	再犯者の実態について、特に出所後2年以内に刑事施設に再入所した者を中心に、その実態を明らかにし、再犯防止対策及び処遇の在り方を検討するための基礎資料を提供。		87
(特別研究) 粗暴犯に関する研究【法務省】	1	0	△1	粗暴犯の実態を明らかにし、問題性が大きい対象者の指導及び支援を充実強化するための基礎資料を提供。		87
犯罪白書【法務省】	19	19	0	犯罪の動向・犯罪者の処遇に関する調査を行い、その成果を「犯罪白書」として発表。	経常研究経費の内数	100、110
薬物乱用防止教育等推進事業【文部科学省】	16	9	△7	・大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料の作成 ・高校生等による薬物乱用防止広報啓発活動 ・薬物乱用防止教育等支援事業(委託事業)		58
地域学校協働活動推進事業【文部科学省】	6,435	6,012	△423	地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進する。		59
高等学校卒業程度認定試験等【文部科学省】	341	321	△20	高等学校卒業程度認定試験の実施運営、問題作成及び合格者等への各種証明書発行とそのためのデータ管理。	高等学校卒業程度認定試験等の内数	63
学びを通じたステップアップ支援促進事業（「地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン」として実施）【文部科学省】	20	25	5	高校中退者等を対象とした高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援モデルの構築及び全国展開。		65
依存症予防教育推進事業【文部科学省】	5	11	6	依存症予防教育に関するシンポジウムを実施するとともに、「依存症予防教室」の開催等を行う。	依存症予防教育推進事業の内数	59

施策・事業	平成29 年度予算 額（単位： 百万円）	平成30 年度当初 予算額 （単位：百 万円）	対前年度 増△減額 （単位：百万 円）	施策・事業の概要	備考	再犯防止推 進計画の施 策番号
生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者就労訓練事業【厚生労働省】	29,275	38,493	9,218	就労に向け準備が必要な者や一定の継続的・柔軟な働き方が必要な者に対し、対象者の状況に応じた支援を実施。	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数	22
地域生活定着促進事業【厚生労働省】	29,275	38,493	9,218	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする釈放後に行き場のない矯正施設出所者の社会復帰を支援するため、各都道府県に「地域生活定着支援センター」を設置し、矯正施設や保護観察所、既存の福祉の関係者と連携して、支援の対象となる人が釈放後から福祉サービスを受けられるよう取り組む事業。	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数	36
障害福祉サービス（地域生活移行個別支援特別加算）【厚生労働省】	1,039	1,100	61	医療観察法対象者等に対する障害者グループホーム等における相談援助等にかかる報酬（加算）。	障害者自立支援給付費負担金（介護給付・訓練等給付費）の内数	40
依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業【厚生労働省】	60	69	9	都道府県・指定都市において指導的役割を果たす指導者を養成するため、依存症者や家族に対する相談・治療等に係る研修を実施。	依存症対策全国拠点機関設置運営事業の内数	48
依存症支援者研修事業【厚生労働省】	464	520	56	都道府県・指定都市において、依存症者や家族に対する相談・治療等の支援を行う人材を養成するための研修を実施。	地域における依存症の支援体制の整備の内数	48
依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業【厚生労働省】	60	69	9	都道府県・指定都市において指導的役割を果たす指導者を養成するため、依存症者や家族に対する相談・治療等に係る研修を実施。	依存症対策全国拠点機関設置運営事業の内数	49
依存症専門相談支援事業【厚生労働省】	464	520	56	都道府県・指定都市において、依存症相談員を配置した依存症相談拠点を設置するなど、依存症者や家族に対する相談・指導等の支援を実施。	地域における依存症の支援体制の整備の内数	49
薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業【厚生労働省】	48,761	49,229	468	地域で薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体の活動を支援。	地域生活支援事業の内数	50
依存症民間団体支援事業【厚生労働省】	—	18	18	全国規模で依存症問題に取り組む民間団体の活動を支援。		50
連携会議運営事業【厚生労働省】	464	520	56	薬物依存症者やその家族に対する包括的な支援に向けて、行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関による連携会議を開催。	地域における依存症の支援体制の整備の内数	52
依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業【厚生労働省】	60	69	9	都道府県・指定都市において指導的役割を果たす指導者を養成するため、依存症者や家族に対する相談・治療等に係る研修を実施。	依存症対策全国拠点機関設置運営事業の内数	57
依存症支援者研修事業【厚生労働省】	464	520	56	都道府県・指定都市において、依存症者や家族に対する相談・治療等の支援を行う人材を養成するための研修を実施。	地域における依存症の支援体制の整備の内数	57
薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成事業【厚生労働省】	92	91	△1	保健師助産師看護師国家試験費	薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成事業の内数	54

4. 再犯防止等施策関係予算

施策・事業	平成29年度予算額 (単位: 百万円)	平成30年度当初予算額 (単位: 百万円)	対前年度増△減額 (単位: 百万円)	施策・事業の概要	備考	再犯防止推進計画の施策番号
再乱用防止対策事業【厚生労働省】	4	4	0	・一般及び相談担当者へ向けた講習会の開催 ・関係機関による連絡会議の開催 ・再乱用防止に係る啓発冊子の作成	連絡会議の一部関連予算については、地方厚生局麻薬取締部からの支出。	51、52
子どもの学習支援事業【厚生労働省】	3,500	4,700	1,200	生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に学習支援事業を実施。		59
子どもの生活・学習支援事業【厚生労働省】	11,429	12,226	797	放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う。	母子家庭等対策総合支援事業の内数	59
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【厚生労働省】	11,429	12,226	797	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。	母子家庭等対策総合支援事業の内数	59
刑務所出所者等就労支援事業【厚生労働省】	635	640	5	刑務所出所者等に対して、ハローワークによる職業相談・紹介、トライアル雇用助成金等の支給等を実施するほか、協力雇用主を対象とした求人開拓を行うなど総合的な支援を実施。		5、18、19、20、113、114
農の雇用事業【農林水産省】	5,558	5,058	△500	青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修を支援するとともに、新規就業者に対する新たな法人設立に向けた研修等を支援。	農業人材力強化総合支援事業の内数	8、9
森林・林業人材育成対策【農林水産省】	5,476	4,787	△689	林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき都道府県の認定を受けた林業事業体が新規就業者を雇用して行う研修等を支援。	平成30年度は「緑の人づくり」総合支援対策及び成長産業化支援人材育成対策の内数 平成29年度は「緑の新規就業」総合支援対策の内数	8、9
漁業人材育成総合支援事業【農林水産省】	927	771	△156	漁業者等の安定的な確保と育成を図るため、漁業への就業前の若者に対し資金を交付するほか、就業・定着促進のための漁業経営体等が実施する漁業現場での長期研修、海技免状等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援。		8、9

- 注 1 「再犯防止推進計画の施策番号」欄には、各施策・事業に対応する再犯防止推進計画における施策番号を表示している。
 2 再犯防止等施策関係分の予算額を特定できない場合には、再犯防止等施策が含まれる施策・事業全体の予算額を表示した上で、「備考」欄に内数である旨を表示している。

5. 政府・地方公共団体の再犯防止等施策担当窓口一覧

政府の再犯防止等施策担当窓口一覧	
内閣官房	内閣官房副長官補室
内閣府	内閣府大臣官房企画調整課
警察庁	生活安全局生活安全企画課
総務省	地域力創造グループ地域政策課
法務省	大臣官房秘書課企画再犯防止推進室
文部科学省	総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
厚生労働省	職業安定局雇用開発部雇用開発企画課就労支援室
	社会・援護局総務課
	社会・援護局障害保健福祉部企画課
	人材開発総務担当参事官室
農林水産省	経営局就農・女性課
水産庁	漁政部企画課
経済産業省 中小企業庁	経営支援部経営支援課
国土交通省	総合政策局政策課

都道府県・政令指定都市 再犯防止等施策担当窓口部局等一覧	
地方公共団体名	窓口部局等名
北海道	環境生活部くらし安全局道民生活課安全安心グループ
青森県	健康福祉部健康福祉政策課
岩手県	保健福祉部地域福祉課
宮城県	保健福祉部社会福祉課地域福祉推進班
秋田県	健康福祉部地域・家庭福祉課
山形県	健康福祉部地域福祉推進課
福島県	保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課
茨城県	保健福祉部福祉指導課人権施策推進室
栃木県	県民生活部くらし安全安心課
群馬県	生活文化スポーツ部人権男女・多文化共生課
埼玉県	福祉部社会福祉課
千葉県	健康福祉部健康福祉指導課
東京都	青少年・治安対策本部総合対策部安全・安心まちづくり課
神奈川県	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課
新潟県	福祉保健部福祉保健課企画調整室
富山県	厚生部厚生企画課
石川県	健康福祉部厚生政策課（地域福祉グループ）
福井県	健康福祉部地域福祉課人権室
山梨県	県民生活部県民生活・男女参画課
長野県	健康福祉部地域福祉課
岐阜県	健康福祉部地域福祉課地域福祉・人材係
静岡県	くらし・環境部管理局総務監
愛知県	県民文化部地域安全課
三重県	子ども・福祉部地域福祉課
滋賀県	健康医療福祉部健康福祉政策課企画調整係
京都府	府民生活部安心・安全まちづくり推進課
大阪府	政策企画部青少年・地域安全室治安対策課
兵庫県	企画県民部県民生活局地域安全課
奈良県	福祉医療部地域福祉課
和歌山県	環境生活部県民局県民生活課
鳥取県	福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課
島根県	健康福祉部地域福祉課

5. 政府・地方公共団体の再犯防止等施策担当窓口一覧

岡山県	県民生活部くらし安全安心課
広島県	環境県民局県民活動課（NPO・青少年健全育成グループ）
山口県	健康福祉部厚政課
徳島県	危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課
香川県	健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課
愛媛県	県民環境部県民生活局県民生活課
高知県	地域福祉部地域福祉政策課地域福祉推進チーム
福岡県	福祉労働部福祉総務課
佐賀県	健康福祉部福祉課地域福祉担当
長崎県	福祉保健部福祉保健課地域福祉班
熊本県	環境生活部県民生活局くらしの安全推進課
大分県	生活環境部私学振興・青少年課
宮崎県	福祉保健部福祉保健課地域福祉保健・自殺対策担当
鹿児島県	総務部県民生活局青少年男女共同参画課
沖縄県	子ども生活福祉部福祉政策課
札幌市	市民文化局地域振興部区政課
仙台市	健康福祉局地域福祉部社会課
さいたま市	保健福祉局福祉部福祉総務課
千葉市	保健福祉局地域福祉課
横浜市	健康福祉局総務部企画課
川崎市	健康福祉局地域包括ケア推進室
相模原市	健康福祉局福祉部地域福祉課
新潟市	福祉部福祉総務課
静岡市	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課総務係
浜松市	健康保健福祉部福祉総務課
名古屋市	市民経済局企画経理課
京都市	保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
大阪市	市民局区政支援室地域安全担当
堺市	健康福祉局長寿社会部長寿支援課
神戸市	保健福祉局総務部総務課
岡山市	保健福祉局福祉援護課
広島市	市民局市民安全推進課
北九州市	市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課
福岡市	市民局生活安全部生活安全課
熊本市	市民局市民生活部生活安全課

注 上記の窓口部局等は、再犯防止施策を実施する部局等には必ずしもなっていない。

6. 再犯防止に向けた総合対策

〔平成24年7月20日
犯罪対策閣僚会議決定〕

はじめに

最近の我が国の犯罪情勢を見ると、刑法犯の認知件数が平成14年をピークに減少傾向にあるなど、一定の改善を見せているものの、戦後を通じて見ればなお相当高い水準にある。

平成19年版犯罪白書によると、昭和23年以降の犯歴100万人（犯歴の件数は168万495件）を対象とした調査の結果、総犯歴数別の「人員構成比」では、初犯者が71%を占め、繰り返して犯罪を犯す再犯者は29%にとどまるのに対し、「件数構成比」では、再犯者による犯歴の件数が58%を占めており、このことは、約3割の再犯者によって、約6割の犯罪が行われているという事実を示している。

また、平成23年版犯罪白書によると、平成22年における一般刑法犯検挙人員に占める再犯者の比率は43%、刑務所への入所受刑者人員に占める再入者の比率は56%であり、いずれも近年において上昇傾向が続いている。

さらに、刑務所出所者や保護観察中の者による重大事犯が後を絶たないことをも考慮すると、再犯防止対策は、「世界一安全な国、日本」復活の礎ともいえるべき重要な政策課題である。

犯罪や非行の要因については、これまでも心理学、社会学等からのアプローチがなされてきたところであり、様々な要因が複雑に関連し合っていると考えられるが、特に、刑務所出所者等については、一般に、個々の問題性が深刻であることに加え、社会とのつながりが希薄化するなどして犯罪に至る危険因子を多く抱えていると考えられる。

このため、これらの者に対する支援は、「犯罪者を生まない社会の構築」の実現のための重要な柱の一つとされ、特に、社会生活上困難な事情を抱える刑務所出所者等が、社会における「居場所」や「出番」、すなわち、帰住先・就労先を見付けることや、薬物依存、高齢、障害等といった特定の問題を克服するための支援を行うことが急務と認識されてきた。

政府においては、平成22年12月、犯罪対策閣僚会議の下に「再犯防止対策ワーキングチーム」を設置し、省庁横断的な検討を進め、平成23年7月、これらの喫緊の課題に対し、短期間に集中して取り組むべき施策として「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」を策定し、現在、これに沿って、関係省庁が連携して着実に実施しているところである。

しかしながら、刑務所出所者等の再犯を効果的に防止するためには、長期にわたり広範な取組を社会全体の理解の下で継続することが求められることから、今後は、より総合的かつ体系的な再犯防止対策として発展的に再構築を図る必要がある。

再構築に当たり、特に重要と考えられる点は以下のとおりである。

第1は、「個々の対象者の特性に応じた取組の実施」である。

犯罪や非行には様々な要因が関わっているところ、再犯防止のためには、その中から適切なものを選び効果的に働き掛けることが求められる。

このため、現に有効性が認められている施策を着実に進めつつ、刑務所出所者等が再犯に至る要因を多面的に捉え、個々の特性に応じた効果的な取組を充実し、刑務所及び少年院（以下「刑務所等」という。）に収容中から出所及び出院（以下「出所等」という。）後まで一貫性を持って継続的に進めることが必要である。

第2は、「再犯要因分析に基づく施策の重点実施」である。

再犯防止対策のために投入する人的・物的資源を最大限に活用するためには、有効な施策を選択

し、そこに資源を集中する必要がある。

このため、再犯に至る要因の実証的な分析や各施策の効果検証を行い、それに基づいて効果的に人的・物的資源を投入することにより、再犯防止対策の実行を加速化すべきものは加速化し、その実現を前倒ししていくことが必要である。

第3は、「可能な限り具体的な目標設定及びその達成のための仕組みづくり」である。

刑務所出所者等が、社会の中で孤立することなく安定した生活に定着していくためには、本人の自覚や努力はもとより、対象者を受け入れる社会の理解や協力が必要不可欠である。

また、国民の安全・安心に対する期待に応えるという点において、再犯防止対策の効果等を適時適切に示すことには大きな意義がある。

このため、上記の取組や施策の目指す成果について、目標とする到達点や数値によって効果を表すことのできるものについては、具体的な数値目標等を設定し、その達成時期や達成までの工程を示した上で、定期的にその達成状況を公表していく必要がある。

これらを踏まえ、犯罪対策閣僚会議においては、この度、「再犯防止に向けた総合対策」を策定した。

今後、本対策に基づき、関係諸機関の連携の下、各施策を着実に推進していくこととする。

第1 再犯の現状と課題

1 全般的状況

(1) 再犯者率の上昇

一般刑法犯により検挙された再犯者は、平成19年からは若干減少し、13万7,614人（平成22年のデータ。以下特に断りのない場合は同年のデータとする。）であったが、検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は、平成9年の28%から一貫して上昇し続け、43%に達している。

なお、一般刑法犯及び特別法犯により検挙された再犯者のうち、前に検挙されたものと同じ罪名で再び検挙された者の比率が高い順に見ると、覚せい剤取締法違反（覚せい剤に係る麻薬特例法違反も含む。）の60%、傷害の20%、窃盗の19%等となっている。

(2) 再入者率の上昇

刑務所に入所した受刑者に占める、入所度数が2度以上の再入者の割合（再入者率）は、平成16年から上昇し続けており、56%に達している。

さらに、刑務所を出所した者が再度刑務所に入所する割合（再入所率）は、入所が1度の者の5年以内の再入所率が25%であるのに対し、入所が2度の者の再入所率は48%と2倍近くの高率となっている。

なお、平成18年に満期釈放により出所した者の5年以内の再入所率は53%であり、仮釈放により出所した者の30%より20ポイント以上も高い。

(3) 仮釈放率の低下

出所者に占める仮釈放者の割合（仮釈放率）は、平成13年からおおむね56~57%で安定して推移してきたところ、平成17年以降低下を続け、49%と半数を下回っている。

2 対象者の特性別に見た現状

(1) 早期対策が必要な少年・若年者

少年の刑法犯検挙人員は近年減少傾向にあるものの、人口比ではなお高い水準にあり、再犯者

の占める割合も近年漸増傾向にある。また、若年者（20歳以上30歳未満）の一般刑法犯検挙人員の人口比は少年よりも低いものの、成人一般に比べると高くなっている。

一方、20歳代に刑事処分を受け、保護観察付執行猶予となった者のうち約半数、刑務所に入所した者のうち約4割が、少年期に何らかの保護処分を受けていることから、少年期の非行傾向や要因が十分改善されずにその後の刑事処分に至っていることが推測される。

さらに、平成23年版犯罪白書によると、18歳から19歳で少年院を出院した者を対象とした特別調査の結果、少年院出院後に刑事処分を受けた者の初回犯行時年齢では20歳が最も多く、また、約8割が20歳代の第1四半期（20歳から22歳6か月までの期間）までに初回犯行に及んでいる。

これらの事実は、少年期から成人後数年間における再犯防止対策の重要性を示しており、他の年齢層と比べて可塑性に富み、社会復帰のための環境も整いやすいことを踏まえ、少年・若年者に焦点を当てた取組を強化する必要がある。

（2）急速に増加する高齢者

一般刑法犯について、高齢者の検挙人員は、他の年齢層と異なり近年著しい増加傾向にあり、その勢いは高齢者人口の増加をはるかに上回っている。

また、高齢者の入所受刑者人員は、最近20年間、ほぼ一貫して増加傾向にあり、入所受刑者全体と比べてその増加傾向は著しく、その中で、再入者の割合が高くなっている。

さらに、平成19年版犯罪白書によると、再犯期間が1年以内の者は47%と、他の年齢層に比べて際立って短くなっている。

一方、高齢者の仮釈放率は、出所受刑者全体と比べて20ポイント以上も低くなっており、その背景に、適当な帰住先のない者が年々増加していることがありと推測される。

このようなことから、平成21年度から地域生活定着支援事業^{※1}により、高齢や障害により自立した生活が困難な者に対する福祉的支援を実施しているところ、今後は更に、関係機関の連携の下、出所等後の生活環境の調整や生活基盤の確保等について取組を強化する必要がある。

（3）精神障害等により自立が困難な者

一般刑法犯の検挙人員のうち、知的障害者を含む精神障害者及び精神障害の疑いのある者の割合は1%で推移しているところ、入所受刑者及び少年院入院者のうち精神障害を有する者の占める割合は、入所受刑者については8%、少年院入院者については9%と、年々増加している。

さらに、保護観察対象者のうち、「精神障害等対象者」の類型に認定された者の全体に占める割合は5%程度となっている。

これに対し、地域生活定着支援事業が地域生活定着支援センターを各都道府県に整備することなどにより成果を上げてきているものの、支援を必要とする全ての精神障害等により自立が困難な者に受入先を確保するには至っていない。

このため、平成24年度から開始された地域生活定着促進事業を効果的に実施するとともに、同事業の対象から漏れた者に対する支援も含め、他の自立・生活困難者を対象としたNPO法人等との連携策等を強化する必要がある。

（4）増加する女性入所受刑者

一般刑法犯検挙人員に女性の占める割合は22%、入所受刑者に女性の占める割合は8%とい

※1 高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等について、出所等後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の交付、社会福祉施設への入所等）につなげるための事業であり、「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備し、社会復帰支援を推進。なお、平成24年度から「地域生活定着促進事業」として実施。

れも低い、その一方で女性の入所受刑者人員は平成4年には914人であったのに対し、平成22年には2,206人と増加し、平成4年の約2.4倍となっている。

また、女性の再入者は、平成12年から増加傾向にあり、再入者率も、平成17年から上昇し続けている。

女性の入所受刑者の罪名について見ると、覚せい剤取締法違反の割合が39%と最も高く、男性の23%と大きく異なる傾向にあるほか、高齢者では、窃盗が70%を超えて著しく高いことが特徴的である。

一方、女性の受刑者や少年院在院者には、過去の被虐待経験や性被害による心的外傷、摂食障害の問題等を抱える例が多いことが指摘されている。

これらのことから、女性の受刑者や少年院在院者において特徴的な問題に着目した指導・支援を充実させる必要がある。

(5) 暴力団関係者

暴力団関係者の検挙人員の推移を見ると、長期にわたり漸減傾向にあり、検挙人員全体に占める割合は6%となっている。

また、暴力団関係者の入所受刑者人員の推移を見ると、近年は漸減傾向にあり、入所受刑者総数の10%となっている。

一方、暴力団関係者である入所受刑者のうち、再入者の占める割合は77%となっており、暴力団関係者でない者と比べて20ポイント以上も高くなっている。

刑務所においては、暴力団からの離脱に向けた指導を実施しているところ、その効果は限定的であり、今後更に関係省庁間の連携を強化し、情報共有の在り方や有効な暴力団離脱支援策について検討する必要がある。

3 対象者の罪名・罪種別に見た現状

(1) 再犯率の高い薬物事犯

覚せい剤取締法違反による検挙人員は、平成13年以降おおむね減少傾向にあるが、入所受刑者全体に占める割合は依然として24%と高くなっている。

また、覚せい剤取締法違反による入所受刑者に占める同一罪名再入者率は、75%と極めて高くなっており、一たび依存症に陥った薬物事犯者の更生の困難性を示している。

このようなことから、刑務所等収容中から出所等後までを通じて一貫性のある専門的処遇プログラム^{※2}を効果的に実施するとともに、社会内において、保護観察所、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との連携による継続的な指導・支援体制を確立する必要がある。

加えて、薬物依存から早期に立ち直り、再使用に陥らないためには、その家族等による適切な対応が重要であることから、指導・支援の実施において当該家族等の協力が得られるよう、働き掛けや支援を行う必要がある。

(2) 国民の関心の高い性犯罪

強姦の認知件数は平成16年から減少しており、強制わいせつについても戦後最多を記録した平成15年の70%に減少している。

一方、内閣府が平成18年に実施した「治安に関する世論調査」によると、「自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪」として、「痴漢や強制わいせつなどの性的犯罪」を挙げた者の割合が、平成16年には23%であったのに対し、平成18年には28%に増加しているな

※2 薬物依存があることや性犯罪者であることなどの事情を有することにより、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる者について、それらの事情の改善に資することに配慮した処遇のためのプログラム

ど、性犯罪については国民の関心が高くなっている。

また、平成19年版犯罪白書によると、70万人初犯者・再犯者混合犯歴のうち、1犯目と同種再犯を犯した者の割合は、性犯罪では5%となっており、覚せい剤取締法違反や窃盗の29%、傷害・暴行の21%等に比べて相当低くなっているが、他方、性犯罪を多数回繰り返す者が一定数存在しており、その多くが若年時に初犯を犯している。

このため、薬物事犯と同様に、受刑者等の再犯リスクに応じた専門的処遇プログラムを実施するとともに、関係省庁の連携の下で、再犯リスクの特に高い者に対する更に効果的な施策を検討する必要がある。

4 対象者の生活環境の現状

(1) 住居を含めた生活環境確保の重要性

刑務所出所者に占める満期釈放者の割合は、平成16年以降増加しており、平成22年には半数を超えている。また、満期釈放者のうち、適当な帰住先がない者の割合が半数近くとなっており、これらのことから、適当な帰住先がないことにより仮釈放の機会を得ることができない者が相当数存在することが推測される。

さらに、入出所を繰り返すにつれて、親族等との関係が疎遠になるなどにより帰住先の確保が困難化する状況があり、こうした支える人のいない社会内での孤立化を背景に、適当な帰住先がない者ほど出所後再犯までの期間が短く、平成16年から平成20年までの5年間に於いて、適当な帰住先がなかった再入所者のうち、約6割が出所後1年未満で再犯に至っている。

このため、更生保護施設を始めとする社会内における多様な帰住先の確保・開拓に努めるとともに、それぞれの機能や特性に応じた確実な受入れを推進し、刑務所出所者等の社会復帰につなげていく必要がある。

なお、満期釈放者については、その過半数が5年以内に再入所している状況にあり、保護観察の対象とならない満期釈放者に対しても社会内での新たな支援策を検討する必要がある。

(2) 就労先確保の重要性

ア 刑務所再入所者のうち、無職者が占める割合は、最近10年間に於いて増加傾向が続いており73%となっている。

また、平成17年から平成21年までの5年間に於いて、無職の保護観察対象者の再犯率は有職者の再犯率の約5倍となっている。

このように、無職者による再犯が顕著な現状からすると、再犯防止のために就労の果たす役割は大きい。他方、刑務所出所者等の就労先の確保は、対象者の資質や前歴等の問題から、困難な状況が継続している。

このため、平成18年度から刑務所出所者等総合的就労支援対策^{※3}を実施しており、年間2,000人以上の者が就職に至るなど、一定の成果を上げているものの、職場への定着が困難な者も生じている。

一方、刑務所出所者等であることを理解した上で雇用・就労に協力する事業主（協力雇用主）の登録数は増加傾向にあり、平成24年4月現在で個人・法人合わせて約1万となっているが、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は登録数の一部にとどまっている状況にある。今後は、多業種にわたる新たな雇用先の創出や開拓に取り組む必要がある。

イ 受刑者等には、就労に必要な基礎学力が不足している者が多く、最終学歴が高等学校中退までの者が70%近くに達しており、このことが就労先の確保を困難化する一因となっている。

※3 刑務所、少年院、保護観察所、公共職業安定所等が連携する仕組みを構築した上で、支援対象者の希望、適性に応じ、計画的に就労支援を行うもの。

これに対し、刑務所等では平成19年から施設内で高等学校卒業程度認定試験を実施しているところ、平成22年度の受験者は776人とどまっており、更なる指導の充実や対象者の拡大を図る必要がある。

また、職場への定着に当たっては、基礎学力とともに、就労を継続するための技術や能力が求められるため、雇用ニーズに応じた職業訓練種目の導入や職場でのコミュニケーション能力を高める取組を進める必要がある。

第2 再犯防止対策の基本的考え方

1 再犯の実態を踏まえ、効果的な施策を選択し、集中的に実施する

再犯防止は刑事政策における主要テーマであり、我が国においても、これまで、対象者の更生意思を高める指導や社会復帰に向けた教育訓練等、様々な施策が採られてきている。

一方、再犯の状況や治安に対する国民からの要請は、社会経済情勢等と共に変化しており、これに適切に対応した対策を実施するためには、再犯をめぐる状況を適切に把握し、既存の施策についてその効果を検証し、有効性や効率性を踏まえて取捨選択を行い、効果的な施策に集中的に取り組むことが求められる。

2 再犯に至る要因について更なる実態解明を進める

犯罪・非行の要因については、多面的かつ複合的であり、特定の要因と犯罪・非行発生との関係を特定することは困難である。

しかし、再犯防止を進める上では、「どのような要因が対象者に内在又は再犯に至る過程に存在しており、変えることが可能なのか」といった観点から、犯罪・非行に至る要因の実態解明に向け更に調査研究を進め、その成果を基に新たな施策を検討する必要がある。

3 犯罪による被害の回復と犯罪被害者の安全・安心な生活に配慮して進める

再犯防止対策の実施に当たっては、犯罪被害者が受けた被害の大きさやその影響を正しく理解し、犯罪被害者が被害を回復し、再び安全で安心した生活を営むことができるように配慮して取り組む必要がある。

4 国民の理解と協力の下で、中長期的な視点に立った対策を継続的に進める

再犯防止対策は、一たび犯罪に陥った人を社会内で孤立させず、望ましい社会復帰のために必要な支援を行うものであるが、同時に、犯罪被害者の置かれている状況や視点を踏まえ、国民の理解の下で進めるべきものである。

このため、刑務所出所者等の社会復帰を見守り支える社会内の仕組みを創り出しつつ、犯罪被害者を含む国民に対し、再犯の現状とその防止に向けた取組に関する情報を提供し、理解を得るなど啓発していくことが重要であり、中長期的な視点に立って継続的に取り組む必要がある。

第3 再犯防止のための重点施策

1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

対象者個々の特性に応じて、実証的研究及び根拠に基づいた、効果的な処遇を強化するとともに、刑務所等での処遇と社会内での処遇との有機的連携を確保する。

(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

少年・若年者及び初入者に対しては、再犯の連鎖に陥ることを早期に食い止めるために、個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等を的確に把握し、これらに応じた指導・支援を集中的に実施する。

また、関係諸機関の連携の下で、刑務所等収容中から出所等後の保護観察までの過程を通じて、家族等からの相談に応じ助言等を行う態勢を強化するなど、家族等による監督・監護の強化や、これを補完する支援者による支援の輪の拡充を図る。

さらに、関係機関・団体の協力を得つつ、地域社会に寄与する社会貢献活動を行わせることにより、自己有用感を得させて社会のルールの大切さ等を理解させるとともに、対象者の特性に応じ、創作・体験活動等の社会参加活動に参加させることにより、学校・職場等での人間関係の構築に必要なコミュニケーション能力の伸長を図る。

加えて、広く支援を必要としている少年に対しては、積極的に連絡を取り、関係機関や民間ボランティア等との連携による立ち直り支援をより一層推進し、少年の高い再非行率の原因である不良交友関係の解消や当該交友関係に代わる居場所づくり等を効果的に実施する。

(2) 高齢者又は障害者に対する指導及び支援

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所等、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進めるとともに、帰住先の確保を強力に推進する。

また、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉等のサポートを、刑務所等収容中から出所等後に至るまで切れ目なく実施できるよう取組を強化する。

さらに、高齢者については、その再犯期間が短いことに注目し、刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに、刑務所収容中、福祉や年金に関する基礎的知識の付与、対人スキルの向上等、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導を充実する。

(3) 女性特有の問題に着目した指導及び支援

近年における女性受刑者の増加に対し、薬物事犯者の占める割合の高さや高齢者における窃盗の占める割合の高さ等、女性に特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討する。

また、過去の被虐待体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている者に対し、社会生活への適応のための支援方策を検討する。

(4) 薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援

薬物依存の問題を抱える者に対しては、個々の再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムや薬物依存症の治療のための医療と、帰住先・就労先の確保のための支援とを一体として実施するとともに、保護観察所、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との連携によって、刑務所等収容中から出所等後まで一貫した支援が行える態勢を強化する。

特に、覚せい剤事犯者にとって再使用の危険性が最も高いとされる刑務所等からの出所等後間もない時期については、密度の高い指導及び支援を実施した上、引き続き医療機関、薬物依存症に係る自助団体等と緊密に連携しつつ薬物依存に対する継続的・長期的な指導・支援の充実を図る。

また、その家族等に対し、薬物依存者への対応等に関する理解を深めさせ、適切な対応力を付与するとともに、当該家族等を疲弊、孤立させないための取組を実施する。

さらに、対象者の薬物依存に係る治療、回復段階を見据えつつ、その就労能力や適性を評価し、その時々に応じた就労支援等を実施する。

(5) 性犯罪者に対する指導及び支援

性犯罪者に対しては、関係機関の情報連携や実証研究に基づく評価手法等を通じて、個々の再犯リスクを適切に把握し、刑務所等収容中から出所等後まで一貫性のある性犯罪者処遇プログラムや子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者に対する所在確認・面談等により、効果的な指導・支援を実施する。

特に、小児を対象した性犯罪者、性犯罪又は性犯罪と密接な関連を有する他の犯罪を累行する者等、性犯罪リスクの高い刑務所出所者等に対する再犯防止対策の在り方については、諸外国の取組事例等も参考とし、新たな対策の検討を行う。

(6) 暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援

暴力団関係者に対しては、関係機関の情報連携の下で、個々の離脱意志の程度、暴力団との関係性、刑務所等での暴力団離脱指導の受講態度等に関する情報を的確に把握し、真摯な離脱意志を有する者に対して必要な支援を継続的に実施する。

また、再犯要因としてアルコール依存を含む問題飲酒、ドメスティック・バイオレンスを含む対人暴力等の問題性が大きい者については、その問題性を早期に把握し、適切な処遇・指導を実施する。

2 社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において、刑務所出所者等が、健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう、適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、対象者やその家族等が、個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって、対象者の社会復帰を促進し、孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

(1) 住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化、民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰宅先の確保に努める。

また、刑務所出所者等が、地域において住居を自力で確保できるよう、保護観察における生活指導を強化するとともに、住居を借りる際の手続や契約方法等、住居の確保に資する知識・情報の提供を行う。

さらに、協力雇用主のうち、住み込みでの受入れに積極的な事業主を確保・開拓するなど、就労と結び付く住居の安定的な確保策について検討する。

(2) 就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を

一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

さらに、刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

少年に対しては、就労や就学による生活基盤の確立が特に重要であることから、関係機関や民間ボランティア等との連携を一層強化し、助言・指導等による立ち直り支援の更なる推進を図る。

上記に加え、労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業・団体等（ソーシャル・ファーム）の普及に向けた支援、国の機関の公共調達における雇用機会創出の促進等、新たな就労先確保策について検討する。

（3）社会貢献活動による善良な社会の一員としての意識のかん養

関係機関・団体等の協力を得つつ、対象者に地域社会に寄与する社会貢献活動等を行わせることにより、自己有用感を得させて改善更生の意欲を向上させ、社会の一員として他者を尊重し、社会のルールを守ることの大切さに気付かせ、また、社会における居場所づくりを図るなどの処遇効果を得るための取組を強化する。

（4）犯罪被害者の視点を取り入れた指導、支援等の実施

刑務所出所者等が社会復帰を果たす上で、自らの犯罪・非行と向き合い、犯罪被害者等の心情を理解させた上で、謝罪や被害弁償を行うことが重大な意義を持つことから、犯罪被害者の体験を聴く機会を持たせたり、その心情を対象者に伝えたりするなど、犯罪被害者の視点を取り入れた指導を着実に実施し、犯罪被害者の苦しみを理解させ、真摯な謝罪に向けた動機付けの強化を図る。

また、これらの指導の効果検証等を踏まえ、犯罪被害者との関係における修復的な取組の導入について検討する。

（5）満期釈放者等に対する支援の充実・強化

満期釈放者に対しては、更生緊急保護による支援の強化策として、出所後に必要な支援を受けられる場所や機会を拡充するとともに、出所前の指導や情報の説示等を充実する。

また、保護観察終了者等に対しても、更生保護サポートセンターを活用した相談支援等を始め、相談に訪れやすい場所や機会、相談相手を確保することにより、社会的に孤立させない取組を検討する。

さらに、少年院を出院した少年に対しては、在院中に指導を担当した法務教官が助言等を行う仕組みを整備するとともに、少年鑑別所が、地域住民や非行・犯罪に関係する諸機関・団体の求めに応じ、必要な助言や援助を行うことで、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与する。

3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する

これまで、各機関等において、再犯の実態や対策の効果等について調査・分析されてきた成果をいかしつつ、再犯の実態や対策の効果等を、適切な指標を選定したデータ等により常に把握し、それに基づき効果的な施策を選択し、必要な資源を集中させ、総合的かつ一貫した観点から施策を実施する。

（1）再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

また、刑務所出所者等のうち、再犯をしなかった者について、更生することができた要因等の調査研究を検討する。

(2) 再犯の実態把握や再犯の未然防止のための情報連携体制の構築

関係機関が個々の対象者に対し一貫性ある処遇を行うとともに、実施された処遇の効果を事後的に検証し、更に効果的な対策につなげるため、刑事手続等の各段階におけるデータの収集の在り方等について検討するとともに、保有している各種資料、データベース等の利活用も含め、広範かつ有機的な情報連携体制を構築する。

また、捜査力の強化や検挙の徹底を図ることによる犯罪抑止の観点から、関係省庁の連携の下、DNA型データベースの拡充や刑務所出所者情報の共有の強化等、再犯の未然防止に資する情報・データの収集の在り方やその活用方策について検討を行い、より効果的な情報連携体制を構築する。

(3) 既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討

再犯の実態や対策の効果等に関する調査研究の結果等を踏まえ、満期釈放者や保護観察終了者に有効な支援を行うための新たな枠組み等、既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策について、関係省庁の連携の下で、検討を行う。

4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は、一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり、社会的に孤立させたりすることなく、長期にわたり見守り、支えていくことが必要であること、また、社会の多様な分野において、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する。

(1) 啓発事業等の実施

再犯の状況、再犯防止対策の実情等について、国民に分かりやすく提示又は説明する機会や方法を増加させることにより、再犯防止対策に対する国民の理解や具体的な支援・協力を促進する。

(2) 刑事司法分野に関する法教育の実施

学校教育等における法や司法に関する学習機会の充実策の一環として、我が国の再犯防止対策の取組に関する広報活動等を実施する。

(3) 保護司制度の基盤整備と充実・強化

保護司制度の基盤を強化し、将来にわたって有効に機能させていくため、新任保護司の確保と保護司の育成に努めるとともに、更生保護サポートセンターによる効果的な保護司活動の展開、保護司活動に伴う負担の軽減、地方公共団体との連携の充実等、保護司が地域社会の理解や協力を得て、円滑に活動できる環境を整備するための方策について検討する。

(4) 弁護士及び日本弁護士連合会等との連携

刑務所出所者等が円滑な社会復帰を果たし、自立更生していくためには、弁護士等による法的支援が必要かつ有用であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討する。

(5) ボランティアやNPO法人等民間資源の参画による支援策の展開

社会に理解され、支えられた再犯防止対策の展開のため、更生保護女性会やBBS会等、民間協力者の活動を活用した支援メニューの多様化や、広く国民の参画を募る支援策の充実・強化を図る。

また、NPO法人や社会福祉法人等を自立準備ホーム等の運営主体として積極的に開拓するとともに、これら民間協力者等へのサポート体制を強化する。

第4 再犯防止対策の数値目標

刑務所出所者等の再犯防止における本対策の効果をできる限りの確に捉えるため、出所等年を含む2年間^{※4}において刑務所等に再入所等する者の割合（以下「2年以内再入率」という。）を数値目標における指標とする。

なお、上記期間は、出所等後において最も再入所率が高い時期となっており、この期間における再犯を防止する効果は大きいと考えられる。

そこで、過去5年における2年以内再入率の平均値（刑務所については20%、少年院については11%）を基準とし、これを平成33年までに20%以上減少させることを目標とする。

第5 推進体制

1 施策の評価及び管理

再犯防止対策ワーキングチームにおいて、本対策に基づく施策を実現するための具体的取組についての工程表及びこれらの成果目標を策定し、各施策の実施状況及び目標等の達成状況を毎年把握するとともに、民間有識者等の意見をも反映させつつ、その改善等の検討を行うことにより、総合的な再犯防止対策の推進を図る。

2 対策の見直し

本対策については、社会経済情勢等の犯罪をめぐる諸情勢の変化、本対策に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年後を目途に見直しを行う。

※4 出所等した年の翌年の年末まで

7. 宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～

〔平成26年12月16日〕
犯罪対策閣僚会議決定

はじめに

犯罪や非行をした者は、服役するなどした後、再び社会の一員となる。

犯罪や非行が繰り返されないようにするためには、犯罪や非行をした本人が、過ちを悔い改め、自らの問題を解消する等、その立ち直りに向けた努力をたゆまず行うとともに、国がそのための指導監督を徹底して行うべきことは言うまでもない。

それと同時に、社会においても、立ち直ろうとする者を受け入れ、その立ち直りに手を差し伸べなければ、彼らは孤立し、犯罪や非行を繰り返すという悪循環に陥る。地域で就労の機会を得ることができれば、自分を信じることができる。住居があれば明日を信じることができる。彼らの更生への意志は確かなものとなり、二度と犯罪に手を染めない道へとつながっていく。

犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」を実現するためには、ひとたび犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会環境を構築することが不可欠である。

ここに、全ての国民と共に「犯罪に戻らない・戻さない」立ち直りをみんなで支える明るい社会を創り上げることを宣言する。

I 再犯の現状等

1 再犯の現状

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、世界一安全な日本を創ることは、国を挙げて成し遂げるべき使命である。

しかし、約3割の再犯者によって、約6割の犯罪が行われているという調査結果もある中、一般刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、検挙人員（犯罪少年を含む）に占める再犯者の割合（再犯者率）は、平成9年以降一貫して上昇し続けており、平成25年には約5割を占めるまでに至っている。また、平成25年に新たに受刑した者の約6割は、過去に受刑歴がある再入者によって占められている。

すなわち、今日の我が国においては、犯罪・非行の繰り返しをいかに食い止めるか（＝再犯防止）が、犯罪を減らし、安全・安心に暮らせる社会を構築する上での大きな課題となっている。

2 犯罪・非行が繰り返される背景

犯罪や非行の原因については、心理面や社会面等における様々な要因が複雑に関連し合っていると考えられるが、家族や地域社会とのつながりが希薄であり、孤立しているといった問題を抱えている者も少なくない。

こうした問題から、自立した社会の一員として暮らしていくために必要な仕事や、安心して暮らせる居場所を得ることができない者も少なくなく、例えば、再犯により刑務所に収容される受刑者の約7割が無職であり、また、仕事に就いていない者は、仕事に就いている者と比べて再犯率が4倍と高いことが明らかになっている。また、毎年約6,400人の受刑者が帰るべき場所がないまま刑務所を出所し、そのうち3人に1人は2年以内に刑務所に戻っている。

このような犯罪・非行の繰り返しを食い止めるためには、犯罪や非行をした者を社会で孤立させな

いことが肝要であり、自立のために必要な「仕事」や「居場所」の確保といった社会での受け入れをいかに進めていくことができるかが大きな鍵となっている。

3 再犯防止を支える社会の変化

我が国において、犯罪や非行をした者の立ち直りを社会で支えようとする取組は、明治中期に静岡県において生まれた。

それから現在に至るまで、我が国の再犯防止は、地域において犯罪や非行をした者の指導・支援に当たる保護司、刑務所や少年院等の矯正施設を訪問して受刑者や非行少年の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員を始め、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用する企業である協力雇用主、帰るべき場所のない刑務所出所者等を受け入れて「居場所」を提供する更生保護法人、犯罪や非行をした者の改善更生を支援する幅広い活動を行っている更生保護女性会、BBS会（BBSとは、Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体である。）など、多くの民間の篤志家と国が手を取り合って進められてきた。また、少年の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組んでいる少年警察ボランティアは、都道府県警察の少年サポートセンターの少年補導職員と連携した活動を進めている。このような民間篤志家の存在、そしてその活動を直接、間接に支える日本国民の和の精神は、世界に誇るべき我が国の宝である。

しかし、人口減少時代を迎える中、都市化、高度情報化といった社会環境の変化も相まって、地域社会における人と人のつながりも弱まりつつある。こうした中で、民間の篤志家による活動は難しさを増しており、保護司のなり手も近年、減少傾向にあるなど、再犯防止を支える社会的土壌は危機に瀕していると言っても過言ではない。

再犯防止を支える我が国の良き社会的土壌を将来にわたって持続可能なものとするためには、こうした活動の輪を更に広げ、社会全体から理解され、国民一人一人の立場に応じた協力を得るための取組を進める必要がある。

II 立ち直りをみんなで支える社会に向けた取組の方向性

立ち直りを支える明るい社会の構築に向けた取組を進めるために必要なことは、国としてまず何を行い、その上で地域の関係機関や企業等の団体、ひいては広く国民に何をお願いしていくのか、その方針を明確に打ち出した上で、相互にその取組を積極化していくことである。

ここでは、自立のために必要な「仕事」と「居場所」の確保に向けた国の取組の方向性を示した上で、次項から、それぞれ取組について、具体的な数値目標と取組の内容を明らかにし、国民に一層の理解と協力を求めることとした。

【取組の方向性】

- 1 犯罪や非行をした者がより円滑に社会復帰することができるよう、矯正施設入所中から出所後に至るまで、これまで以上に社会とのつながりを持ちながら指導や支援を行える体制づくりを、地域社会の理解や協力も得ながら進めていく。
- 2 立ち直りに関わる国や地方の関係機関が連携を密にし、犯罪や非行をした者が健全な社会の一員として定着するまで、シームレスな指導・支援を行っていく。
- 3 犯罪や非行をした者の立ち直りを支える民間ボランティアや企業等が地域社会で活動しやすい環境をつくり、犯罪や非行をした者を受け入れることが自然にできる社会の実現に向けた活動の輪を広げていく。

Ⅲ 再犯防止につながる仕事の確保

【数値目標】

2020年までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業数を現在の3倍にする。

【取組の概要】

犯罪や非行をした者の多くは、基礎的な学力や仕事上求められる技能を身に付けておらず、粘り強さや対人関係能力等が不足しているほか、前歴そのものによる就労上の制約があるなど、様々な課題を抱えている。そのため、矯正施設収容中から、就労に必要な技能を身に付けさせるための指導・訓練を推進するとともに、これらを活かして出所後直ちに就労できるよう、矯正施設、保護観察所、ハローワーク等が連携し、具体的な就労先の確保に向けた調整を一層進めることが肝要である。

また、社会における就労先の開拓のため、協力雇用主による雇用及びその継続が円滑に行われるよう、物心両面の支援を推進するとともに、広く企業への情報発信に努める。

このような取組を総合的に推進することにより、犯罪や非行をした者を実際に雇用している協力雇用主の数を現在の約500社から3倍の約1,500社にまで増加させ、犯罪や非行をした者の自立に向けた就労の機会を大幅に増加させることを通じて、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ。

【具体的な取組】

1 社会のニーズに合った矯正施設における職業訓練・指導の実施

受刑者や少年院在院者の中には、社会人として求められる意識や態度に欠ける者も少なくないことから、就労支援が必要な者を早期に把握した上で、就労意欲の喚起、働く上で求められる基本的なコミュニケーションスキルやビジネスマナーの体得等を目的とした指導を行うとともに、ハローワーク等の関係機関や民間協力者、企業等と連携した就労支援を実施する。

また、矯正施設における職業訓練・指導については、社会における担い手が不足していることから、雇用ニーズが高まっている業種を積極的に実施するなど、就職につながる職業訓練等の取組を推進する。

2 求人と求職のマッチングの強化

矯正施設、保護観察所、ハローワーク等が連携して就職先の確保から就職後の職場定着支援までを一貫して行う就職支援の強化、民間のノウハウを活かした更生保護就労支援事業の推進等の求人と求職のマッチングに向けた取組を一層強力に推進する。

3 犯罪や非行をした者を雇用しやすい環境づくり

(1) 国等の公的機関における雇用の促進

国（法務省、厚生労働省）における保護観察対象少年の雇用事例を参考に、国及び地方公共団体等において、犯罪や非行をした者の雇用を積極的に検討する。

(2) 犯罪や非行をした者を雇用した企業に対する支援の充実

犯罪や非行をした者を雇用して指導等に当たる協力雇用主に対する経済的支援策等を拡充する。また、競争入札（総合評価落札方式）において、犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に対しポイントを加算する取組等、犯罪や非行をした者が雇用されやすくするための取組の推進に向けて、このような取組を進めている省庁及び地方公共団体における取組内容について、情報の共有を図る。

犯罪や非行をした者を雇用しようとする企業の不安を軽減させるため、雇用上のノウハウや成功事

例、雇用主に対する支援メニュー等の情報を広く事業主等に提供する。

(3) 安心して雇用し続けるためのサポート体制づくり

企業が安心して継続的に犯罪や非行をした者を雇用できるよう、雇用する中で生じる様々な問題等を相談し、支援を受けられる体制を構築する。

Ⅳ 再犯防止につながる社会での居場所づくり

【数値目標】

2020年までに帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる。

【取組の概要】

犯罪を繰り返すにつれて、親族等との関係が疎遠になり、社会で支える人がいないために社会で孤立しやすくなることが知られている。

受刑者に頼ることができる親族等が存在している場合には、刑務所から出所した後、当面の生活を支援してもらえるよう、個々の問題や関係性を踏まえながら、粘り強く調整を行う必要がある。

また、刑務所から出所した後に帰るべき場所がない者に対し、更生保護施設を始めとする一時的な居場所等につなぐ取組についても、一層の推進を図る必要がある。

他方、社会の高齢化等に伴い、高齢者・障害者といった自立が困難な受刑者の割合が増えている。近年、刑務所や保護観察所、地方公共団体が連携して、刑務所収容中から出所後速やかに適切な福祉サービスを受けることができるようにする仕組みが整備され、年間約1,000人の帰住先の調整が行われるなど、相応の実績を挙げつつある。しかし、福祉的な支援を必要とする潜在的な対象者は年間約2,000人に上るという調査結果もある中、こうした者に対する関係機関がシームレスに連携した医療・福祉的支援を更に強化することが必要となっている。

このような取組を総合的に推進することにより、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を現在の約6,400人から3割以上減少させること、将来的にはこのような状況が解消されることを通じて、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ。

【具体的な取組】

1 出所後のスムーズな社会適応に向けた指導の充実

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所において、福祉や年金に関する基礎的知識の付与、対人スキルの向上等、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導の充実を図る。

また、疾病等の健康上の問題を抱える者に対しては、矯正施設において必要な治療等を実施できるよう、矯正施設で勤務する医師の確保を含む医療体制の充実に向けた取組を推進する。

2 自立が難しい者の帰住先の確保に向けたシームレスな支援

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所後直ちに福祉サービスにつなげる体制の充実を図るとともに、帰住先確保に向けた調整を強化する。

また、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉のサポート等を、刑務所に収容中から出所後に至るまでシームレスに実施できるよう、支援体制を強化する。

3 社会における様々な居場所の確保

(1) 一時的な居場所の確保

矯正施設から出所したものの、帰るべき場所がない者の一時的な居場所を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化・施設整備の促進、自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保等の取組を推進する。

(2) 犯罪や非行をした者の相談体制の充実

犯罪や非行をした者やその家族等が、生活上の悩み等の相談・助言、公的支援に関する情報提供を受けることができる体制の充実を図る。

(3) ソーシャルビジネスとの連携

犯罪や非行をした者の新たな居場所の確保に向けて、高齢者・障害者の介護・福祉やホームレス支援、ニート等の若者支援といった社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等との連携やこうした団体等の普及方策等について検討を進める。

V 再犯防止を支える社会の強化

再犯防止は、広く国民に理解され、支えられて初めて成り立つものである。

しかし、犯罪や非行をした者が、刑事裁判や少年保護手続を経て刑務所や少年院・保護観察所等によりどのような処遇を受けているのかについては、これまで注目されることも少なく、また、政府全体として広く国民に伝えるといった努力も十分効果的ではなかった。

犯罪や非行をした者の立ち直りを社会で支えてきた民間協力者が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、「犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会」の構築に向けたメッセージを政府一丸となって国民に発信することにより、国民の関心を高め、直接・間接に再犯防止に協力してもらえる社会的土壌の一層の醸成に努める必要がある。

1 社会を明るくする運動の強化

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”の一層の推進を図る。

そのため、従来、法務大臣を委員長、関係省庁及び関係団体を構成員としている中央の推進体制について、全ての省庁を構成員とするとともに、一層多くの関係団体の参加を得ること等により、地方公共団体、民間と一丸となった広報啓発活動を積極的に推進する。

また、活動を進めるに当たっては、再犯防止活動に取り組む保護司や協力雇用主といった地域の民間協力者とも有機的に連携を取りつつ、刑事司法に限らない幅広い分野における関係者が相互に情報を交換し、交流すること等を通じて、再犯防止に関するネットワークが広がるような取組を推進する。

併せて、国民各層に関心を持ってもらう一つのきっかけとするため、様々な分野において再犯防止活動に取り組む人やその活動内容を分かりやすく発信する取組を推進する。

2 立ち直りを支える民間協力者が活動しやすい環境づくり

社会を明るくする運動など再犯防止に関する広報・啓発活動や犯罪や非行をした者の立ち直りを社会で支えている保護司、更生保護女性会、BBS会を始め、居場所づくりを通じた少年の立ち直し支

援活動に取り組んでいる少年警察ボランティアなどの民間協力団体がより効果的な活動が行えるよう支援を強化する。

特に、犯罪や非行をした者の立ち直りを中心的に担っている保護司が、活動しやすい環境をつくるため、保護司候補者に関する情報提供、活動の拠点となる更生保護サポートセンターの円滑な設置運営、保護観察対象者等の社会復帰支援の連携等に向けた取組を、地方公共団体、経済界と手を携えて推進する。

また、更生保護女性会やBBS会、少年警察ボランティアといった民間協力団体がより有機的に連携し、効果的に活動が行えるよう支援する。

Ⅵ 再犯防止のため、国民にお願いすること

政府における上記の取組に加えて、社会における様々な分野において再犯防止に向けた取組を進めよう、政府一丸となった働き掛けを行う。

1 経済界

我が国の企業の中には、社会貢献の一環として、受刑者に対する職業訓練から刑務所内の作業の提供、出所後の雇用まで一貫したプログラムを提供している例も一部ではあるが存在する。こうした取組は諸外国に多くの例があり、特に英国では、企業による受刑者等への就労支援が社会貢献活動として評価され、積極的に行われている。

経済界に対し、犯罪や非行をした者の立ち直りを支える雇用先の拡大に向けて、政府と緊密に連携を図りながら、経済界を挙げて、犯罪や非行をした者を雇用することの社会的意義や支援策等について周知を図るとともに、積極的な雇用の推進に取り組んでもらえるよう働き掛ける。

2 地方公共団体

地方公共団体に対し、団体における独自の活動として進められている犯罪や非行をした者に対する就労・住居支援を始めとする再犯防止に向けた取組や、一部の都道府県警察において進められている非行少年の居場所づくりを通じた立ち直り支援、少年補導等非行少年を生まない社会づくりに向けた新たな取組を参考に、各地方において、犯罪や非行をした者の雇用、支援体制の構築、国の活動と連携した広報・啓発体制の強化に取り組むとともに、再犯防止のために地域で活動する民間協力者に対する支援を充実してもらえるよう働き掛ける。

3 国民

あまねく国民に犯罪や非行をした者を社会で受け入れる必要性等について理解を求め、一人一人の立場に応じて、再犯防止に向けた活動に直接・間接的に参加・協力してもらえるよう働き掛ける。

Ⅶ おわりに

再犯防止は簡単ではない。しかし、絶対にあきらめてはいけない。

「犯罪に戻らない・戻さない」という決意の下、「世界一安全な国、日本」の実現に向けて、犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会を目指し、国民各位の御理解と御協力を切にお願いする。

8. 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策

～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～

〔平成28年7月12日
犯罪対策閣僚会議決定〕

1 はじめに ～直面する2つの課題～

平成26年12月、犯罪対策閣僚会議において、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」を決定した。

犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」を実現するため、ひとたび犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れることが自然にできる社会の構築に向けて、様々な取組を進めてきた。

宣言決定から1年半が経過した現在、犯罪や非行をした者を実際に雇用いただいている協力雇用主の数は大幅に増加し、また、長い間減少傾向にあった保護司の数が増加に転じるなど、犯罪や非行からの立ち直りを支える民間の方々の支援の輪は着実に広がりつつある。

しかしその一方で、立ち直りに様々な課題を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の多くは、刑事司法と地域社会の狭間に陥り、必要な支援を受けられないまま再犯に及んでいる。

○安全・安心な暮らしを脅かす薬物犯罪

覚せい剤取締法違反による検挙者は毎年1万人を超え、近年、検挙者数が増加している。薬物使用者による重大な死傷事故等も発生しており、薬物犯罪は安全・安心な暮らしを脅かすものである。

薬物事犯者の多くは、犯罪者であると同時に薬物依存の問題を抱える者でもあり、薬物事犯で受刑した者については、毎年6,000人以上の者が刑務所で薬物依存離脱指導を受けている。他方、社会の中では、4,000人以上の薬物事犯者が保護観察を受けているものの、指導に当たる保護観察官が不足しているため、薬物再乱用防止プログラムを受けた者は、およそ1,400人と、その4割にも満たない。また、薬物依存に関する治療や専門的支援を行う医療・保健・福祉機関の数が大幅に不足していることなどから、薬物事犯で保護観察を受けている者のうち、医療機関等による治療や支援を受けた者は、わずか207人にとどまっている。

薬物事犯者の再犯率は高く、薬物事犯により受刑した者の約半数は出所後5年以内に再び刑務所へ戻ってきている。

○高齢者犯罪の増加と受刑者の高齢化等

高齢社会の進展とともに65歳以上の高齢者による犯罪も最近20年間で増加しており、平成26年には、4万7千人以上の高齢者が検挙されている。刑務所に収容される受刑者の数が近年減少傾向にある中で、高齢受刑者の数は増加を続け、平成26年には、受刑者の高齢者率が初めて10%を超えるなど、受刑者の高齢化も急速に進んでいる。また、高齢受刑者の約55%は万引き等の窃盗によるものであるが、その多くは再犯者でもある。

全国の刑務所では、高齢受刑者を始め、身体能力・知的能力・理解力の低下や障害により、刑務作業や日常生活上の指導に多くの時間と労力を要する者や歩行・食事等の日常的な動作全般にわたって介助、リハビリ等を必要とする者等^{※5}が増える一方、バリアフリー化等の最低限の環境も十分に整っていない中、刑務官が、こうした医療・福祉的な処遇を担っている。また、高齢受刑者や障害のある受刑者の中には、親族等との関係が疎遠であるなどのため、帰るべき場所のない者が少なくない。

※5 高齢受刑者のうち、認知症傾向のある者はおおよそ17%で、1100人程度収容されていると推計される（平成27年・法務省調査）

こうした者の再犯を防止し、社会復帰を支援するには、刑務所に限らず、刑事手続の各段階において、支援を必要とする者を病院や福祉機関等につなげることが重要であるが、刑事司法関係機関と福祉機関等との連携は十分とはいいがたく、適切な支援を受けられないまま、万引きなどの罪を犯して再び刑務所へ戻る者が跡を絶たない。

2 立ち直りを支えるネットワーク構築の必要性

立ち直りに多くの困難を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の再犯防止を一層進めるためには、従来の対策を加速するとともに、刑事司法と地域社会をシームレスにつなぎ、官民が一体となって“息の長い”支援を行うことが必要である。

そこで、次の3つの柱からなる取組を進め、2020年を目途に、全国各地に薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の立ち直りを支えるネットワークが構築されていることを目指す。

I 薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療等を一貫して行う

【取組の概要と目指す姿】

薬物依存の問題を抱える者の再犯防止と社会復帰に向けて、刑務所や少年院、保護観察所による指導と地域の依存症治療拠点機関等の医療機関による治療等とを一貫して提供する地域支援体制を全国に構築する。

このような取組により、薬物依存の問題を抱える全ての保護観察対象者等が、個々の状況に応じた必要な専門的指導や医療機関による治療等を受けられるようにする。

【具体的な取組】

(1) 矯正施設及び保護観察所による一貫性のあるプログラムの実施

全国の矯正施設と保護観察所において、海外でも一定の効果が認められている認知行動療法に基づく薬物依存離脱指導・薬物再乱用防止プログラムを実施するとともに、矯正施設におけるプログラムの受講状況等に関する情報について適切に保護観察所と共有を図るなどして指導内容を一貫させ、その充実を図る。

また、矯正施設や保護観察所における指導者の育成・確保、教材の開発等を外部専門家等の知見も活用しながら進める。【法務省】

(2) 薬物依存症の治療拠点となる医療機関の全国的な整備

- ・ モデル的に実施している依存症治療拠点機関における成果をもとに、薬物依存症の治療拠点となる医療機関の全国的な整備を図るとともに、全国拠点機関を中心とした調査研究を推進する。【厚生労働省】
- ・ 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターや関連学会における研修を通じ、認知行動療法の手法を用いた回復プログラムを実施することのできる医療従事者を増やすとともに、各自治体の精神保健福祉センターにおいて当該プログラムを実施し、その普及を図る。【厚生労働省】
- ・ 精神保健福祉センターや保健所による相談支援、依存症回復施設職員に対する研修や、家族向けの心理教育プログラムを実施するとともに、依存症に関する普及啓発を始めとした依存症者の生活を支える支援を行う。【厚生労働省】
- ・ 保護観察所が薬物依存症の治療拠点となる医療機関と連携して医療と一体的な指導をすることができるよう、必要な体制の整備を推進する。【法務省】

Ⅱ 地域社会とつながった指導・支援を刑事司法の各段階において行う

【取組の概要と目指す姿】

犯罪をした高齢者・障害者等の再犯防止と社会復帰に向けて、福祉サービスや医療等の支援を必要とする者については、警察、検察、矯正、保護といった刑事司法の各段階において、適切にこれら支援を受けることができるよう福祉・医療機関等につなげる取組を推進する。

さらに、より円滑な社会復帰のため、刑事司法関係機関が、地域の安全・安心を守る拠点であることへの地域社会の理解と協力を得ながら、地域社会とつながった指導・支援を充実させる。

このような取組により、立ち直りに福祉サービスや医療等の支援を必要とする高齢者・障害者等が、刑事司法のあらゆる段階を通じ、適切な時期に必要な支援を受けられるようにする。

【具体的な取組】

（１）刑事司法関係機関における福祉・医療機関等との調整機能の充実

- ・ 犯罪をした高齢者・障害者等のうち、福祉サービス等の支援が必要な者を適切な時期に福祉サービス等につなげられるよう、刑事司法関係機関における福祉・医療機関等との調整機能の充実を図る。【法務省】

また、矯正施設に収容されている高齢者・障害者等のうち、特に自立が困難な者については、引き続き、特別調整（矯正施設や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して、釈放後の福祉サービスの受給に向けた調整を行うこと）を着実に実施する。【法務省・厚生労働省】

- ・ ストーカー加害者について、個々の問題性を踏まえ、警察官が地域精神科医療等から加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等と連携しながら、更生に向けた働き掛けを行う取組を推進する。【警察庁】

（２）高齢化等の環境変化に対応した刑務所等の処遇の展開

- ・ 高齢化等の環境変化に対応した刑事司法関係施設の環境整備を推進する。【法務省】
- ・ 矯正施設において、出所後のスムーズな社会適応に向けた指導等を、地域の企業・関係団体と連携して実施する“地域支援のネットワーク”の構築を進める。【法務省】
- ・ 健康上の問題を抱える高齢受刑者等に適切に対応できるよう、地域の医療機関との連携強化や、矯正施設で勤務する医師の確保を含む医療体制の充実を図る。【法務省】
- ・ 矯正施設収容段階から地域社会での作業に従事させることなどを通じて、社会適応に必要な技能等を修得させる“地域に学び、地域を支える”場の創設を進める。【法務省】
- ・ 矯正施設が、地域社会から理解され、支えられる存在となるため、地域社会の安全・安心を守る施設として、地域の防災拠点及び地域住民の避難場所となり得る矯正施設の耐震化を実現するとともに、防災設備・資機材の整備を含む防災対策を推進する。【法務省】

Ⅲ 立ち直りに向けた“息の長い”支援に取り組む民間の活動を推進する

【取組の概要と目指す姿】

薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の立ち直りのための継続した支援を官民一体で推進するため、帰るべき場所のない者の社会復帰の拠点となる更生保護施設の体制等の強化を図るとともに、地域において再犯防止や立ち直り支援のための活動に取り組む保護司、協力雇用主、少年警察ボランティア等の民間協力者に対する支援を強化する。

このような取組により、刑事司法手続終了後を含めた“息の長い”支援を実現する。

【具体的な取組】**(1) 更生保護施設の人的体制の強化と通所による“息の長い”処遇の実施**

- ・ 全国各地の更生保護施設において、薬物依存者や高齢者・障害者を始めとする帰るべき場所のない出所者等の受入れや処遇機能を強化するため、人的体制を強化する。【法務省】
- ・ 更生保護施設からの退所後も通所により必要な指導・支援を受けられる取組など“息の長い”処遇の全国展開を推進する。【法務省】

(2) 再犯防止や立ち直りのための“息の長い”支援に取り組む民間協力者への支援の強化

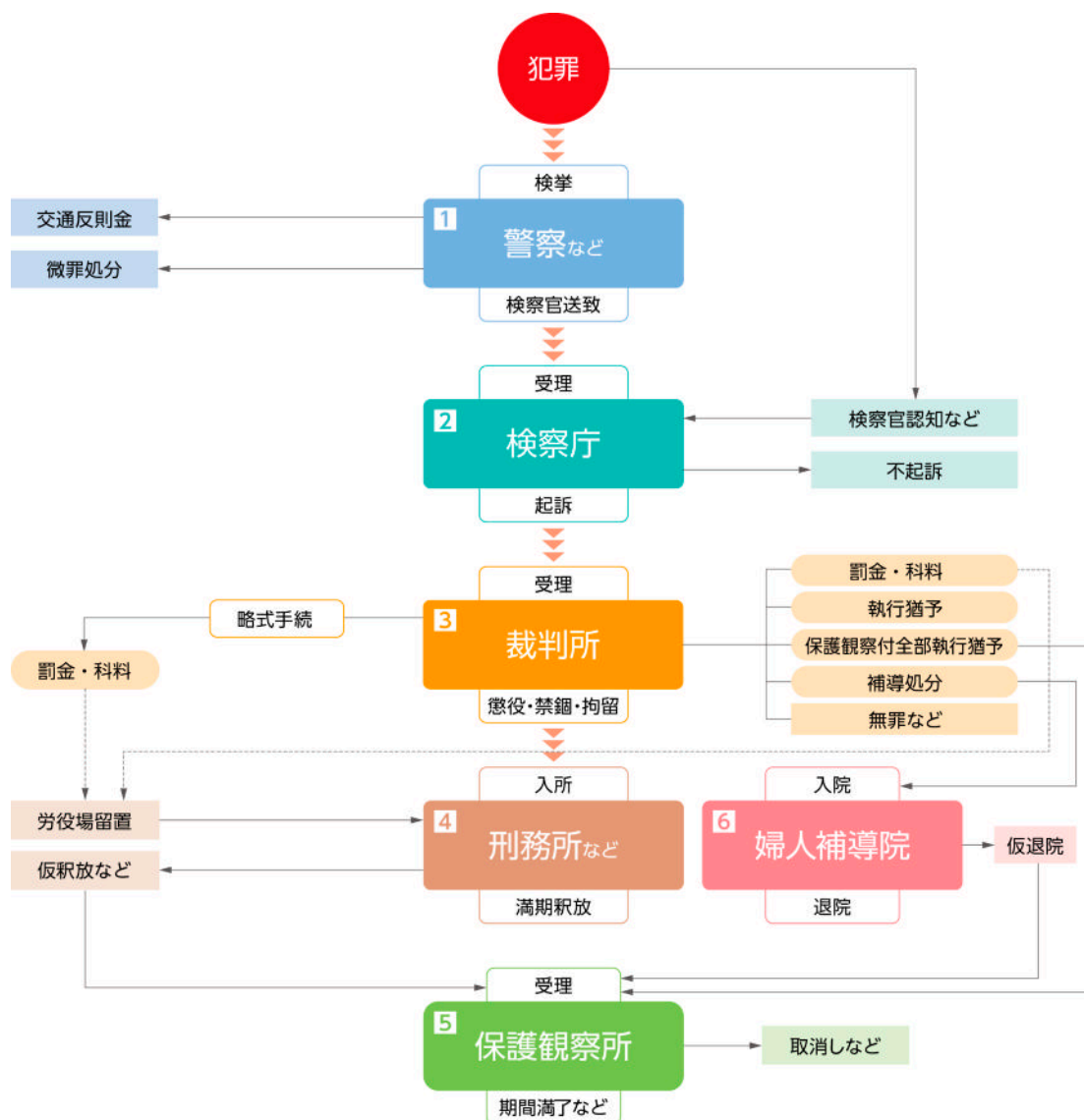
- ・ 地域社会における保護司の活動拠点となる“更生保護サポートセンター”の円滑な設置運営のために必要な支援の充実を図る。【法務省】
- ・ 犯罪や非行をした人をその事情を理解した上で雇用している協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金支給制度や更生保護就労支援事業等の各種支援制度の充実を図る。【法務省、厚生労働省】
- ・ 居場所づくり等を通じた少年の立ち直り支援活動に取り組んでいる少年警察ボランティア等について、“立ち直り支援ボランティア・リーダーシップ研修会”の開催等その活動を支援する取組を推進する。【警察庁】
- ・ 再犯防止の重要性や民間協力者の方々の活動の意義に対する社会的な理解、評価を高めるため、“社会を明るくする運動”など再犯防止や立ち直り支援に関する広報・啓発活動及び表彰を積極的に推進する。【法務省】

3 対策の目標

本対策に掲げる取組を総合的に推進することにより、「刑務所出所者等の2年以内再入率を平成33年までに20%以上減少させる」※6という数値目標の達成を確実なものとし、犯罪が繰り返されない、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」の実現に寄与する。

※6 「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月・犯罪対策閣僚会議決定)による

9. 成人による刑事事件の流れ



① 警察など

警察などが犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則としてすべて検察官に送致されます。

② 検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決めます。

また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。

③ 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金などの刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付することもあります。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

④ 刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。

なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

⑤ 保護観察所

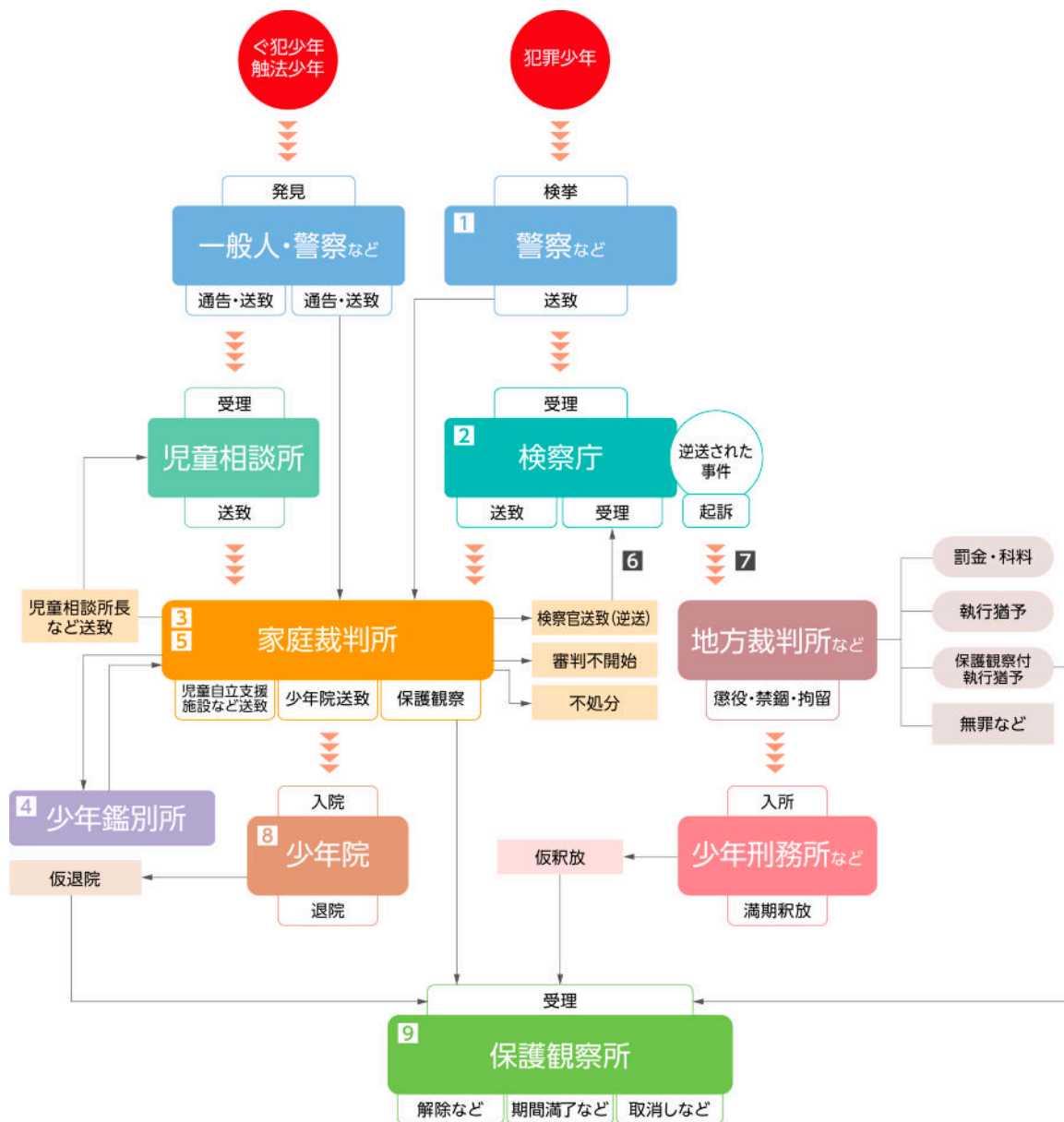
受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で、仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した人も猶予の期間中は保護観察に付されます。

保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

⑥ 婦人補導院

売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。

10. 非行少年に関する手続の流れ



① 警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致します。

② 検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高いことをいう。）などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

③ 家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。

④ 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

⑤ 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

なお、少年審判において、一定の重大事件で、非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

上記③の調査や④の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分が付する必要があると認めるなどの場合は、不処分の決定を行い、保護処分が付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

⑥⑦ 検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

なお、16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

⑧ 少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。

⑨ 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合などにおいては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。